

第3章

都市づくりの方針 (全体構想)

- 3-1 土地利用の方針
- 3-2 市街地整備の方針
- 3-3 交通体系の整備方針
- 3-4 公園・緑地等の整備・保全等の方針
- 3-5 安全安心なまちづくりの方針
- 3-6 都市景観の方針
- 3-7 その他の都市施設整備の方針



第3章 都市づくりの方針（全体構想）

将来都市像、都市づくりの目標、将来都市構造を具体的に実現するための都市計画の基本方針と具体的な施策の方向性について、分野別の都市づくりの方針（全体構想）を定めます。

3-1 土地利用の方針

（1）市街化区域の土地利用方針

①住宅地

専用住宅地

■ 和合ヶ丘地区や白鳥地区、北山台地区、御岳地区、春木台地区、部田山・清水地区の土地区画整理事業により整備され低層住宅が主体となっている住宅地については、今後も戸建住宅を中心とした低層の専用住宅地として、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

■ 諸輪地区、和合地区、傍示本地区、祐福寺地区、部田地区、白土地区等の古くからの市街地を中心に形成された低層の住宅地は、狭あい道路が多くみられる等都市基盤施設*が十分整備されていない地区もみられるため、引き続き、地区計画*による区画



【和合ヶ丘地区のまちなみ】

道路の計画的な整備や、用途地域における高さ制限、高度地区による高層建物の立地を抑制し、低層の専用住宅地としての土地利用を維持しつつ、居住環境の改善・向上を図ります。

一般住宅地

■ (都)瀬戸大府東海線、(都)名古屋三好線、(都)愛知池線沿道等の住宅地は、戸建住宅や中高層住宅、商業施設等が立地する複合的な土地利用が図られており、現在の居住環境を維持しつつ、日常的な商業施設等の生活利便施設の立地を許容することにより、当該地区とその周辺の町民が暮らしやすい生活環境を確保します。

②商業業務地等

商業業務地

■ 東郷セントラル地区の内、大規模店舗が立地する地区については、バスターミナルを含めた、広域的な商業・業務・娯楽・レクリエーション機能*、交通結節機能等の集積が図られる地区であり、町役場、町民会館、いこまい館、総合体育館等の既存公益施設と連携した魅力ある商業業務地の形成を図ります。



【町役場周辺の市街地】

- 白鳥地区の(都)愛知池線沿道付近については、大規模小売店舗等の商業施設等が立地しており、身近で利便性の高い商業業務地の形成を図ります。
- 部田山地区の(都)兵庫三ツ池線及び(都)藤坂清水線の交差点周辺は、都市計画道路沿道の利便性を生かし、小売店舗を核とする集約的な商業業務地の形成を図ります。



【白鳥地区の(都)愛知池線沿道付近】

沿道サービス地

- (都)国道 153 号バイパス線の沿道については、周辺の住宅地の居住環境に配慮しつつ、中高層住宅や幹線道路沿道の利便性を生かした商業施設の立地を図ります。
- 東郷セントラル地区の(都)名古屋春木線と(都)瀬戸大府東海線の沿道については、東郷セントラル地区の商業業務地とともに、都市拠点の魅力を高めるような沿道サービス施設の立地を促進します。

③工業地

- 町中央部の諸輪工業団地や北山地区工業集積地については、現在の特別用途地区の指定を継続することにより住居系土地利用との混在を防止します。また、工場等の操業環境の維持・保全を図り、良好な工業地区としての土地利用を維持します。
- 町南西部の東郷町工業団地や現在の市街化調整区域における大規模な工業地については、周辺の農地や集落地との環境上の調和を配慮しつつ、現在の土地利用を維持します。
- 諸輪東部の工場・物流施設集積地については、周辺の農地や集落地との環境上の調和に配慮しつつ、産業拠点の基盤となる工場や物流施設、先端業種等の新たな産業立地による土地利用を促進します。

④新市街地候補ゾーン

住居系新市街地候補ゾーン

- 北部の白鳥地区・和合ヶ丘地区と中央部の和合地区との間の市街化調整区域については、既存集落を含め宅地化が進展している地区があります。この地区を良好な住宅市街地として整備を図り、町の北部と中央部の分散する市街地を連担させるため、住居系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 愛知池西側の市街化調整区域については、日進市の米野木駅に近接する利便性を生かし、良好な住宅市街地として整備を図り、交通結節点を生かした住居系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 町の西部と中央部に存在する市街化区域に囲まれた市街化調整区域については、周辺の住宅系市街地と一体となった住宅市街地として住居系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 田園・集落地のうち、市街化区域に隣接する西部の町民グラウンド西側エリア等の市街化調整区域については、住宅市街地として住居系新市街地候補ゾーンの可能性について検討します。
- 住宅系新市街地候補ゾーンに位置付けた地区については、無秩序な都市的土地利用が進行しないよう市街化区域への編入を検討し、人口の動向等に十分留意しながら整備のあり方を検討します。

工業系新市街地候補ゾーン、研究開発・工業系新市街地候補ゾーン

- (都)豊田知立バイパス線、(都)日進三好線、(都)豊田東郷線の幹線道路や、東名三好 IC 及び（仮称）東郷スマート IC といった広域交通体系によるポテンシャルが高い諸輪東部の工場等集積地は、東郷町の産業拠点として工業系土地利用を主体とした先進的な工業系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 諸輪工業団地、北山地区工業集積地、東郷町工業団地の工業集積地については、既存用地の施設立地が進んでおり、事業者の既存工場の拡大に対するニーズも高く、今後も産業機能の集積を図るため、既存団地の拡大による工業系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 愛知池に隣接する(都)日進三好線の沿線は、東名三好 IC や日進市の米野木駅により交通アクセスの優れた地域であり、また、名古屋大学東郷フィールド*も立地しています。この地域特性を有効に活用し、愛知池周辺の緑と産業の調和を図り、既存の土地利用や自然環境に配慮された研究開発施設や製造拠点による研究開発・工業系土地利用を主体とした研究開発・工業系新市街地候補ゾーンを設定します。
- これらの新市街地候補ゾーンについては、地域の持つさまざまな利活用の可能性に配慮するとともに、個々の開発敷地内の緑化を条例等により推進することで、営農環境や自然環境との調和に十分留意した整備の在り方を検討します。

（2）市街化調整区域の土地利用方針

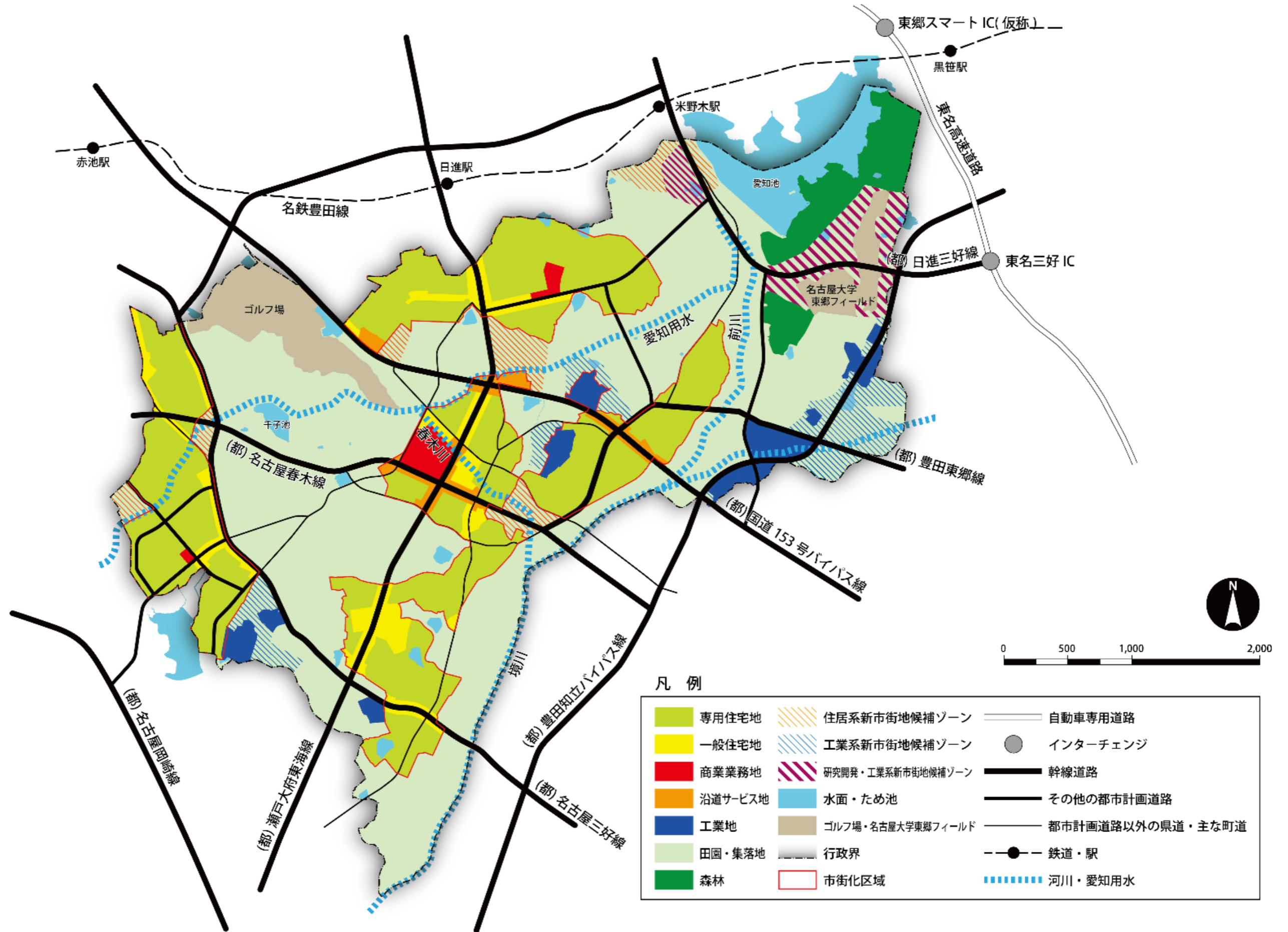
①田園・集落地

- 市街化調整区域に点在する既存集落は、旧来からのコミュニティを形成しており、身近な道路等の居住環境整備を進めることにより、これまでの生活環境の維持・向上を図ります。
- 境川を始めとする河川沿いの低地部に広がる農地は、生産機能のほか災害防止機能や自然環境保全機能等多面的な機能を有しています。面的にまとまった一団の農地については、維持・保全を図るとともに、その他の農地についても、農地中間管理事業*による農地集積・農地集約を利用した大区画化の推進を図り、虫食いの抑制に努めます。

②森林

- 「水と緑の拠点」に位置付けた愛知池周辺に広がる森林については、無秩序な開発を抑制し、里山づくり等身近に自然とふれあい、豊かな自然を体感できる場として維持・保全を図ります。

【土地利用方針図】



3-2 市街地整備の方針

（1）都市拠点の整備

- 東郷セントラル地区については、土地区画整理事業等の市街地整備や都市機能の集積を促進することで、都市拠点としての市街地整備を推進します。
- 東郷セントラル地区の内、土地区画整理事業の区域については、無電柱化*・ラウンドアバウト*の設置を行い、地区計画を活用した緑化や住環境の整備を進め、環境に配慮した先進的なまちとして次世代につなげるまちづくりを目指します。

（2）市街化区域内の整備

- 和合ヶ丘地区や白鳥地区、御岳地区、部田山・清水地区等を始めとする既に土地区画整理事業による市街地整備が完了している地区においては、良好な住環境と都市基盤施設の維持・保全を図ります。
- 面的な市街地整備がされていない地区においては、地区計画の活用等により、生活道路の改善や身近な公園・広場等の整備を進め、地域の特性にあった良好な市街地の形成を図ります。
- 市街地における空地や空き家について、適正な管理の指導により、良好な市街地環境の維持に努めます。また、空き家の発生を未然に防ぐための施策について、検討を進めます。
- 空き家等の既存ストックを活用し、誰もが入手しやすい・賃借しやすい住宅の供給支援について検討します。



【地区計画による生活道路の整備】

（3）市街化調整区域の整備

- 市街化調整区域内に点在する既存集落については、ゆとりある生活環境の維持を図るため、身近な道路等の居住環境整備に努め、市街地内と同様、安全に安心して暮らすことができる生活空間の確保に努めます。
- 市街化調整区域においては、必要に応じて社会福祉施設や保育園等の公益施設の立地について検討します。

3-3 交通体系の整備方針

(1) 道路整備の方針

① 幹線道路の整備方針

■ 東郷町の広域的交通需要に対応する東西方向の主要な幹線道路である(都)国道 153 号バイパス線は 4 車線としての整備がなされています。また、南北方向の(都)瀬戸大府東海線の整備は完了しており、今後も円滑な交通処理機能や災害時の緊急輸送道路*として機能の確保に向けて、計画的な維持・管理を関係機関に働きかけていきます。



【(都)国道 153 号バイパス線】

- (都)国道 153 号バイパス線は、これまで 4 車線としての整備がなされていますが、今後のリニア開業による人の移動・物流ニーズの増加等への対応も含め、6 車線化の実現に向け国に要望をしていきます。
- 主要な幹線道路を補完する東西方向の(都)日進三好線、(都)豊田東郷線、(都)名古屋三好線、(都)名古屋春木線、南北方向の(都)豊田知立バイパス線については、分散した市街地を連絡する路線であるとともに、広域交通体系と新たな工業系や研究開発・工業系新市街地候補ゾーンとを結ぶ重要な路線でもあることから、整備が完了していない区間については、関係機関と協議しながら、早期整備の促進を図ります。

② その他の主要道路の整備方針

- 幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する上記以外の都市計画道路のうち、東郷町西部に位置する路線は土地区画整理事業にあわせて整備済となっています。そこで今後は東部の未整備路線について、関係機関と協議しながら、整備の促進を図ります。
- 都市計画道路を補完する県道や主要な町道も、市街地や集落地の日常生活圏の骨格を形成する道路として重要な役割を担うことから、関係機関と協議しながら、整備の促進を図ります。
- 朝夕の通勤時間帯における著しい渋滞を解消する道路整備を検討します。

③ 都市計画道路の見直し等の方針

- 都市計画道路については、社会経済情勢の変化に対応する等、関係機関と協議しながら、必要に応じて見直しを検討します。

④ 生活道路の整備方針

- 狭あい道路や行き止まり道路については、沿道建物の建替えにあわせた拡幅整備等、防災性及び交通安全性の向上に向けて効率的な整備を進めるとともに、通過交通を排除するための対策を図ります。

⑤道路環境の向上

- 身近な生活圏における歩道の未整備箇所について、子ども、高齢者、障がい者や車いす・ベビーカー利用者等が安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮しながら整備を継続します。
- 道路空間は都市景観の一要素としても重要な役割を担うことから、道路の緑化等の道路環境の向上を図ります。

⑥歩行者・自転車のネットワーク整備

- 都市拠点・地域生活拠点と分散する市街地や生活拠点を相互に結び、徒歩や自転車を利用して移動できる利便性の高い都市とするとともに、町民の健康づくりに寄与するよう、境川や前川、春木川、愛知用水等の水と緑の環境軸を中心に河川空間を活用して、歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。
- 安全で快適な自転車走行のために、必要に応じて、自転車通行のための路面標示等の整備を進めます。
- 都市拠点においては、歩行者の利便性と安全性を確保するため、歩行者専用道路の整備を進め、歩いて暮らせるまちづくりの形成を図ります。



【春木川・境川沿いウォーキングロード】

（2）公共交通整備の方針

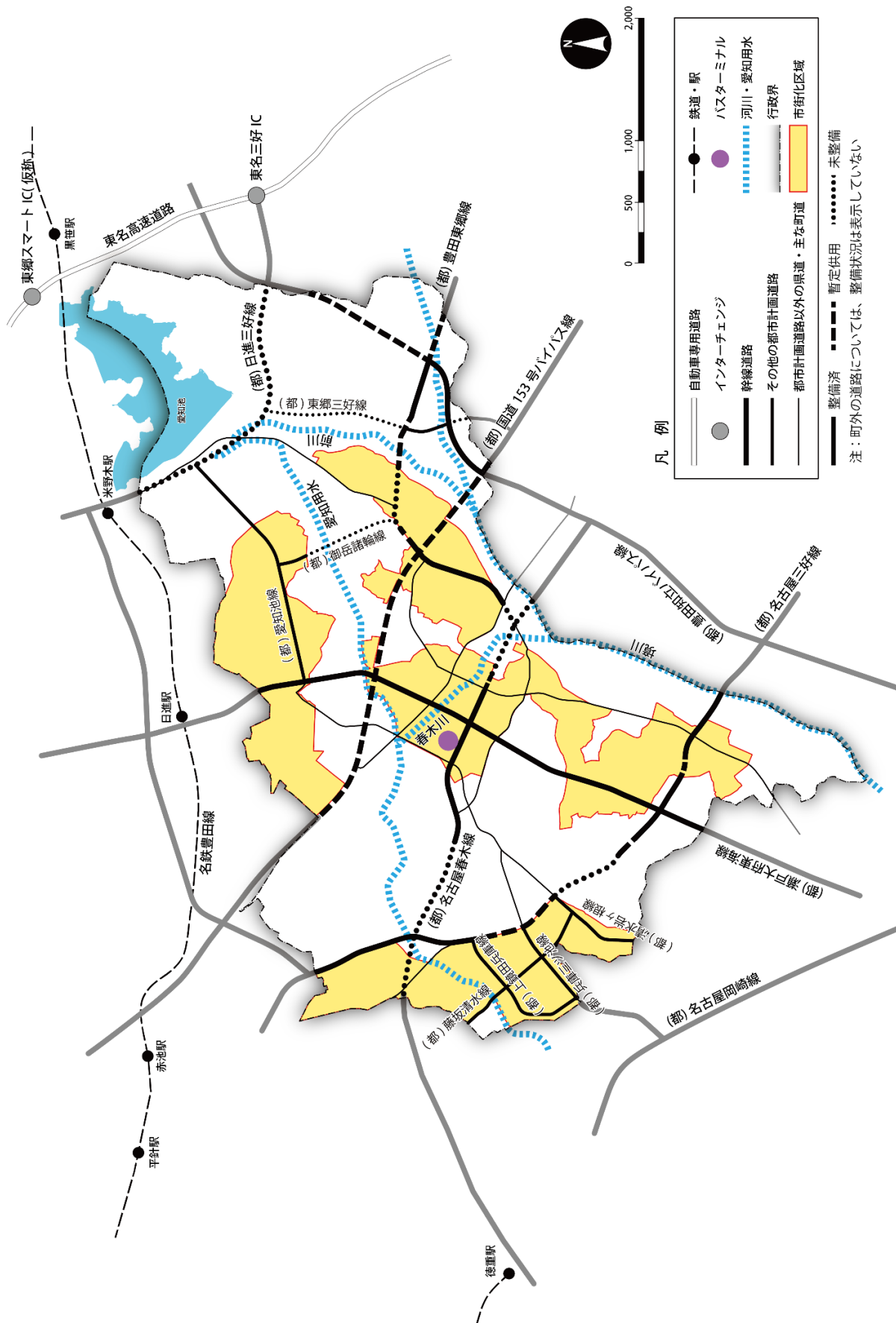
- 町内各地域の特性や町民ニーズ等を踏まえながら、路線バスとの役割分担等に配慮しつつ、拠点間、拠点と市街地あるいは鉄道駅を結ぶ経路の充実等バス交通の利便性の向上を図ります。そのため、必要に応じて東郷町地域公共交通計画を見直し、具体的な路線の検討も含め、今後の交通環境の変化に対応できる効率的で効果的な公共交通施策を推進します。
- 通勤・通学等の利便性を向上させるため、鉄道駅及び東郷セントラル地区を行き先とした路線設定、鉄道や生活交通路線との乗り継ぎ利便性の確保に留意したダイヤ設定を検討します。
- 東郷セントラル地区内のバスターミナルを活用し、巡回バスの発着点とすることにより、拠点や主要施設へのアクセスを確保し、高齢者を始め移動弱者への移動手段の確保を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- バスターミナル周辺における都市機能の集積により、巡回バスの一層の利用促進を図ります。
- 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた AI（人工知能）や自動運転技術等の新技術を活用したデマンド型交通や自動運転バス等の整備への取組を検討します。



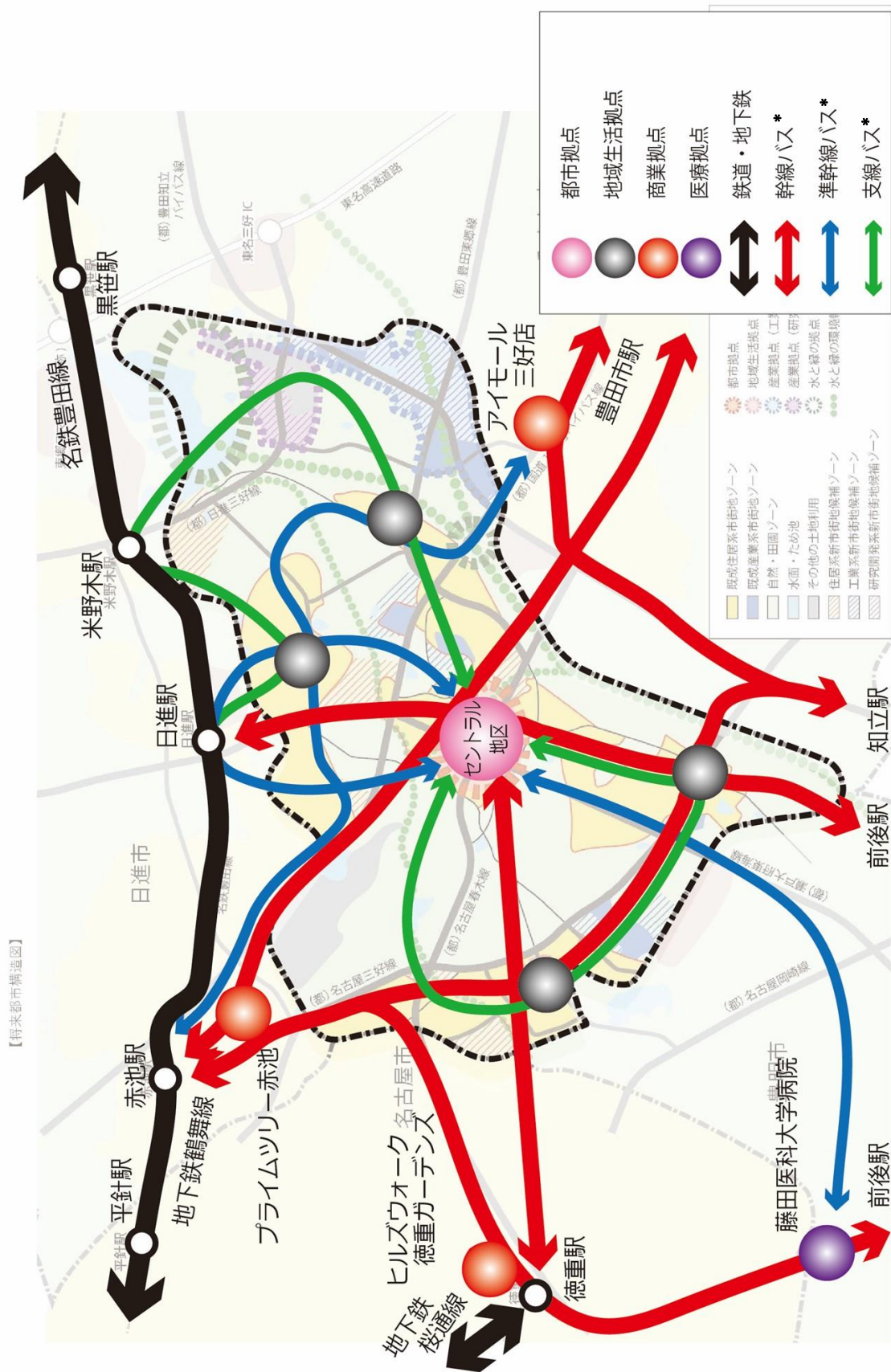
【実証実験中の自動運転バス】

（資料：東郷町地域公共交通計画）

【交通体系の整備方針図】



【東郷町地域公共交通計画における将来公共交通イメージ】



37

(資料：東郷町地域公共交通計画)

3-4 公園・緑地等の整備・保全等の方針

(1) 公園・緑地整備の方針

①規模の大きな公園・緑地

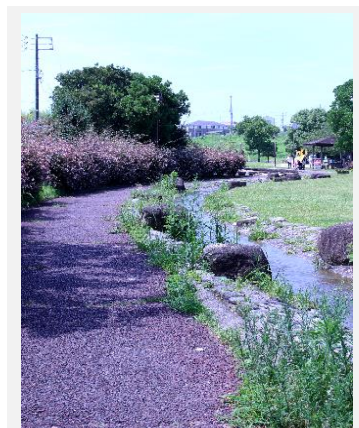
- 既存の愛知池運動公園におけるレクリエーション機能の充実・整備を図り、愛知池や周辺の森林とともに東郷町の「水と緑の環境軸」の起点となる「水と緑の拠点」としての整備を進めます。
- 東郷町の緑地の骨格となる境川緑地については、その機能の維持・保全を継続していきます。



【愛知池運動公園】

②身近な公園・緑地

- 近隣公園*・街区公園*については、未整備公園の整備を推進します。また、主に面的整備*の行われていない市街地では、標準的な誘致距離等に配慮しながら、子どもたちの遊び場や子育て世代を始めとした町民の交流・憩いの場ともなる公園・広場の整備を進めます。
- 街区公園を中心とした市街地内での公園整備と地区計画を活用した市街地内の緑化を進めます。
- 公園・緑地のイベント情報や使い方のアイデア等の情報を発信したり、町民のアイデアを受け付けたりする仕組みを構築していくことにより、町民がより積極的に公園・緑地、空地等に関わるきっかけづくりを進めるとともに、町民主体の公園・緑地、空地の有効的な活用に対する支援を検討します。
- 安全で安心して利用できるよう、遊具や樹木等、公園内の施設の適正管理を図ります。
- 町民主体による緑化活動に対する支援や、民間資金を活用した公園整備・管理について検討します。
- 住居系新市街地候補ゾーンについては、住宅地の計画的整備にあわせて、公園や緑地の適正な配置・整備を進めます。
- 今後の公園・緑地の整備に当たっては、市街地に隣接した市街化調整区域内の耕作放棄地や施設跡地を農業体験農園として整備する等の既存ストックの有効活用を検討します。また、計画策定段階からの町民参加等により町民が愛着をもつことができる公園の整備を進めます。



【涼松せせらぎの道】

(2) 緑地保全・緑化の方針

①貴重な緑地資源の保全

- 愛知池周辺に残る森林や境川沿いのまとまった農地等の緑地空間は、様々な生き物を始め豊かな自然と身近にふれあえる貴重な資源であり、無秩序な市街化を抑制するとともに、農振農用地区域*を始め法令に基づく土地利用規制の維持・活用や開発行為に対する条例等による適切な指導によりその保全を図るとともに、効果的な保全手法について、町民意見を踏まえ検討します。また、これら豊かな

自然を保全する町民意識や機運を高めるため、身近に自然を体感できる場の確保、里山づくりや農地保全等の活動に町民が積極的に参加できる機会の確保を検討します。

- 農地については、町内産農産物を活用した給食等の地産地消に関する食育や町内産農作物のブランド化を推進することで、営農者の定着や新規就農者の確保に努めるとともに、貴重な緑地空間としての保全を図ります。
- 町内に点在する中小のため池についても、農業用水の確保の場であるとともに、多様な生き物の生息の場であり、貴重な空間として保全を図ります。

②市街地内の緑の保全と創出

- 祐福寺、富士浅間神社、白鳥神社等の市街地に点在する社寺を中心とした社寺林は、町民に親しまれ、歴史的な風景や景観が現存しているため、保全に努めていきます。
- 市街地における緑地空間は、「ゆとり」や「うるおい」のある景観形成とともに災害時における延焼防止等の重要な機能を果たすことから、地区計画、東郷町都市緑化推進事業等の制度を活用し、住宅等の敷地内の植栽や生け垣等の緑化を促進します。また、規模の大きな開発に当たっては、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例により十分な緑化を誘導します。
- 公共施設等においては、緑化の維持・保全を図るとともに、都市計画道路の幹線道路は重要な緑の軸となることから、今後とも街路樹により緑豊かな道路空間の形成を目指します。

（3）水と緑のネットワークの形成方針

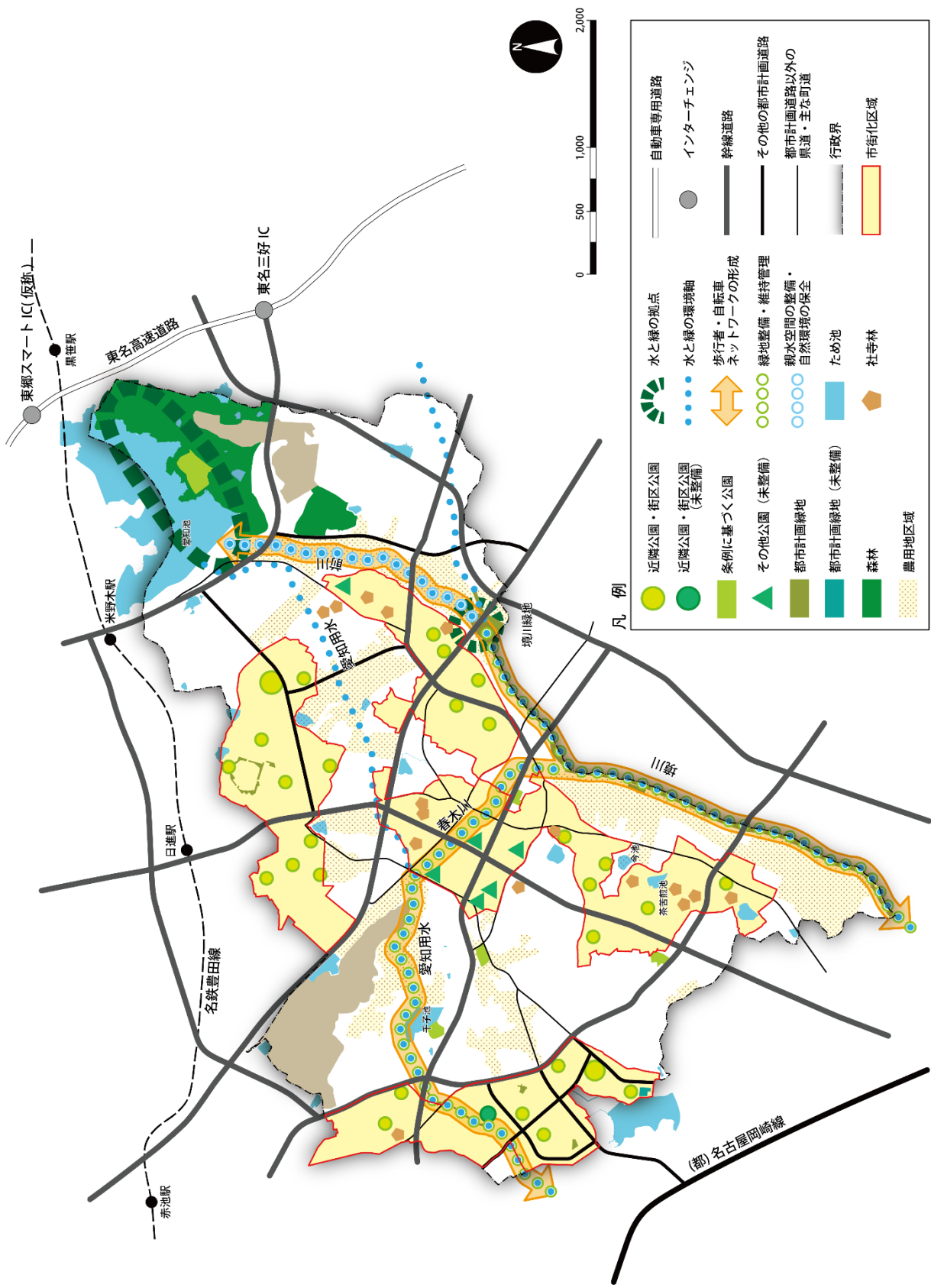
①水と緑の拠点づくり

- 「水と緑の環境軸」の起点となる愛知池周辺や、身近な親水空間としての境川緑地の「水と緑の拠点」のほか、茶苦煎池、千子池、今池等の規模の大きなため池とその周辺に残る樹林地は、良好な自然環境と東郷町特有の景観を形成しており、継続的に保全・整備・活用を図ります。

②水と緑の拠点等を結ぶネットワークづくり

- 市街地にある春木川については、東郷セントラル地区内を流れる河川でもあるため、新たな市街地内における貴重な水辺・緑地空間としての活用を検討していきます。また、境川緑地の整備や涼松緑道の適切な維持管理、ヒメボタルが生息する前川沿いのまとまった農地等での自然環境の保全、街路樹や主要な生活道路沿いの民有地の緑化促進等緑の創出や保全により「水と緑の拠点」や社寺林等をきめ細かく結び、「拠点」と「軸」の一体化を図ることで、東郷町ならではの水と緑のネットワークを形成します。
- 身近に自然とふれあえる空間や様々な生きものが生息し移動できる空間を確保するとともに、誰もが安全・快適に利用でき、町民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図ります。

【公園・緑地等の整備・保全等の方針図】



3-5 安全安心なまちづくりの方針

（1）安全な市街地形成の方針

①災害に強い市街地の形成

- 大規模地震等において、建築物の倒壊を防ぐため、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成を行い、建築物の耐震化を促進します。
- 災害時の拠点となる町役場庁舎、避難所となるいこまい館や学校等の公共施設については、施設の長寿命化を図るため、東郷町公共施設等総合管理計画に基づき、地震後に継続使用できるように計画的な修繕を実施します。
- 大規模地震における宅地の安全性を確保するため、大規模盛土造成地^{*}での宅地の耐震化への取組を推進します。
- 既成市街地において町民の合意が得られる地区については、地区計画等の面的整備手法により、区画道路の整備・公園緑地等のオープンスペースの確保を図るとともに、防火水槽の耐震化や適正配置を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- 地域の防災体制の充実を図るため、防災訓練等の防災活動を通じた自主防災組織の育成と活動を支援します。
- 地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を軽減するため、ブロック塀の撤去を継続し、関係団体と連携した安全点検パトロールを実施します。
- 民間企業と協働し町内の幹線道路や河川にカメラの設置を進めることで、災害時等に映像で確認ができるよう整備し災害状況に対応できる体制を整えます。

②幹線道路の整備

- 本町に関連する緊急輸送道路については、国道153号豊田西バイパス（（都）国道153号バイパス線）が第1次緊急輸送道路に、また県道豊田知立線（（都）豊田知立バイパス線）、県道名古屋岡崎線（（都）名古屋三好線）、県道瀬戸大府東海線（（都）瀬戸大府東海線）が第2次緊急輸送道路に指定されています。そのため、大規模災害時の救急活動に必要な人員・物資の輸送のために、地震防災対策、橋梁等の耐震性能の確保をすることを考慮し、国を始め関係機関に整備を要望します。
- 緊急輸送道路に接続する町道等の生活道路については、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した整備を図ります。

③公園・緑地等の整備

- 都市における大規模火災に対する安全確保のために、公園・緑地、道路等のオープンスペースを整備することを目指します。
- 震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能する都市公園の整備を検討します。
- 公園の整備に当たっては、防災上の観点から望まれる配置に配慮します。
- 市街地内の緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難場所等として有効に機能するもので、

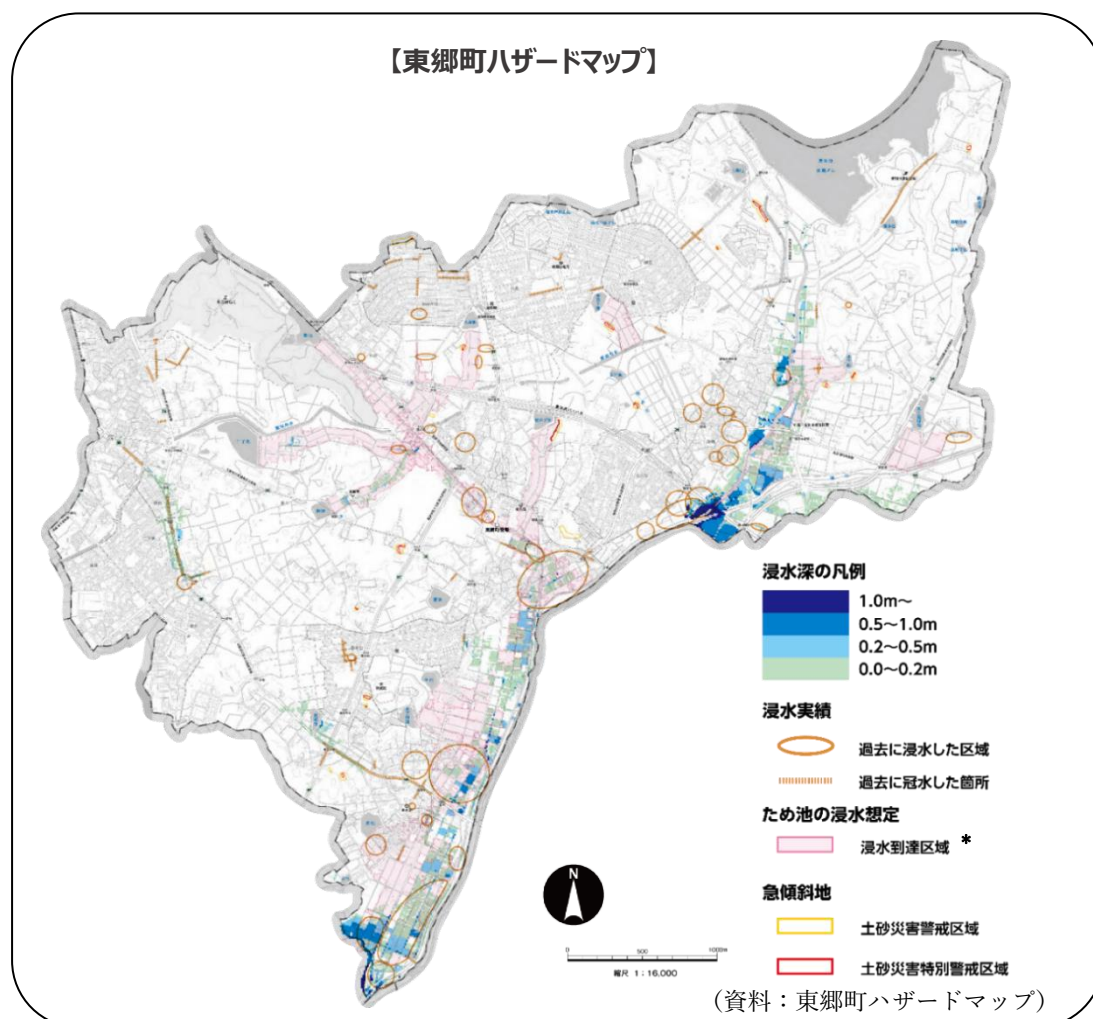
安全な生活環境を確保するためにも、地区計画、土地利用に関する法規制等により、引き続き良好な自然的環境を有する緑地を積極的に整備するよう努めます。

④河川等の整備

- 河川については、増水に伴う越水や堤防の破損に起因する浸水を未然に防止するため、調整池の築造等により浸水区域の解消を目指します。
- 町内に点在するため池は、地震による堤体決壊の危険を防ぐため、地区と協議を進めながら、耐震化に向けた整備を進めます。

⑤地域防災体制の充実

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による「公助」はもとより、町民一人一人の自覚に根ざした「自助」、家族及び友人や近所の方の「互助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築します。
- 大規模災害への対応や、日常的な防災意識の向上のため、ハザードマップや防災パンフレット等の防災に関する情報提供の充実を図ります。
- 外国人居住者等の行動特性や情報ニーズに合わせ、避難路の標識・防災情報等の多言語化、外国人を含めた地域の担い手としての体制整備、外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図ります。



（2）安心して暮らせる環境形成の方針

①防犯対策

- 道路や公園等における防犯灯、防犯カメラの適切な維持・管理を実施し、死角のない防犯性の高いまちづくりの形成を継続します。
- 安心なまちづくりの推進のため、防犯パトロールを実施するとともに、地域における自主防犯活動の取組に対する助成や支援を行い、町民と連携した防犯活動を推進します。

②交通事故防止対策

- 生活道路への不要な通過交通の流入の排除や自動車の走行速度を抑制するような交通安全対策の実施を検討し、安全に安心して暮らすことができる生活空間の確保に努めます。
- 交通事故を抑制するため、ガードレールやわかりやすい交通標識、道路区画線、案内看板等の交通安全対策施設の設置を進めます。
- 学校・保育園等の公共施設周辺や通学路においては、歩行者を守るためのガードレールの設置や車道の路面の塗装による注意喚起を行い、自動車の飛び込み防止対策を図ります。
- 交通安全対策上必要な地域の通学路については、その必要性も含めて整備の方針を検討します。

3-6 都市景観の方針

(1) 水と緑の自然・田園景観の保全

- 「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(平成 20 年 3 月) に認定された「愛知池から見た田園風景」に代表されるように、愛知池や境川等の水辺や周辺に広がる農地は、東郷町の誇る優れた景観資源です。農振農用地区域を始め法令に基づく土地利用規制や条例に基づく開発行為に対する適切な指導を行うことにより、虫食的な開発を抑制します。また、農業の担い手育成による耕作放棄地の解消や農業基盤の充実により、豊かな自然・田園景観の保全を図ります。



【愛知池からみた田園風景】

(2) 個性と秩序ある市街地景観の形成

- 諸輪地区や和合地区等の古からの市街地では、社寺を中心とした社寺林や路地により、歴史的な風景や景観が現存しています。このように地域に親しまれている歴史的な風景や景観については、個性ある景観を継承するために、維持・保全を図ります。
- 土地区画整理事業等の面的整備により形成された住宅地においては、地区計画等の制度を活用しながら、「ゆとり」と「うるおい」のある景観の形成・維持を図ります。
- 東郷セントラル地区については、地区計画により、建物及び街路等の一体的な景観形成を誘導して、東郷町の「中心核」として、歩いて楽しく、にぎわいや活気を感じられる景観の形成を図ります。
- 幹線道路等の沿道においては、周辺市街地や田園景観との調和に配慮しながら、緑化事業における助成制度を活用することで、沿道の民有地の緑化等を促進して、美しく秩序ある沿道景観の形成を図ります。



【白鳥神社(諸輪地区)】

3-7 その他の都市施設整備の方針

（1）公共下水道整備の推進

- 東郷町の下水道は、境川流域下水道として事業を進められており、今後は、市街化区域内の未整備地区を中心に整備を推進します。同時に、一斉に進行している老朽化に対して施設のライフサイクルコストの低減や予防保全型施設管理*の導入による戦略的な維持・修繕を図ります。
- 新市街地候補ゾーンについては、計画的な市街地整備と併せて、公共下水道処理区域への編入も検討します。
- 公共下水道処理区域外においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽*への転換を推進し、河川やため池等の水環境の維持向上を図ります。

（2）雨水処理機能の向上

- 今後も、雨水浸透ますや透水性舗装*の普及・促進、雨水貯留タンク設置の促進に努める等、引き続き総合治水対策を進め、雨水の流出抑制を促進します。
- 境川の特定期都市河川流域における一定以上の開発に伴う雨水貯留浸透施設*の設置による治水対策を進めます。
- 東郷町に多く分布する農地や農業用のため池は、農業用水利機能の他に、雨水の一時的貯留による洪水調整機能を果たすことから、県や地域等の関係者の協力を得ながらその保全と適切な維持管理、耐震化の推進等の整備に努めます。

（3）河川整備の推進

- 境川流域では、確実な総合治水対策を推進するため特定都市河川浸水被害対策法*に基づく流域水害対策計画に従って、浸水被害対策を実施します。
- 準用河川*については、護岸整備等を推進し、治水機能の強化を図ります。
- 普通河川や排水路の改修、調整池の築造等により、浸水区域の解消を目指します。

将来都市像

■ 将来都市像

人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう

- 目標年次 = 令和 12 年度（2030 年度）
- 将来人口の見通し = 約 45,700 人
（目標年次時点まで人口は増加傾向を維持）

都市づくりの目標

【目標Ⅰ】

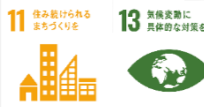
まちの魅力や活力を向上させ、持続していけるまち



- 東郷セントラル地区を中心とした、賑わいと多様な交流のある都市拠点の形成
- 地域特性を活かした、都市基盤としての産業拠点の形成

【目標Ⅱ】

コンパクト+ネットワークによる
利便性に富んだ暮らしやすいまち



- 都市拠点・地域生活拠点を中心に都市機能が集約した、コンパクトなまち
- 公共交通により拠点や地域がつながれ、過度に自動車に依存しないで移動できるまち

【目標Ⅲ】

誰もが住みたい・住み続けたいまち



- 良好な居住環境の整備により快適な暮らしができるまち
- 多様な人や多世代が交流できるまち
- 優れた自然環境・田園環境と調和した水と緑があふれる魅力あるまち

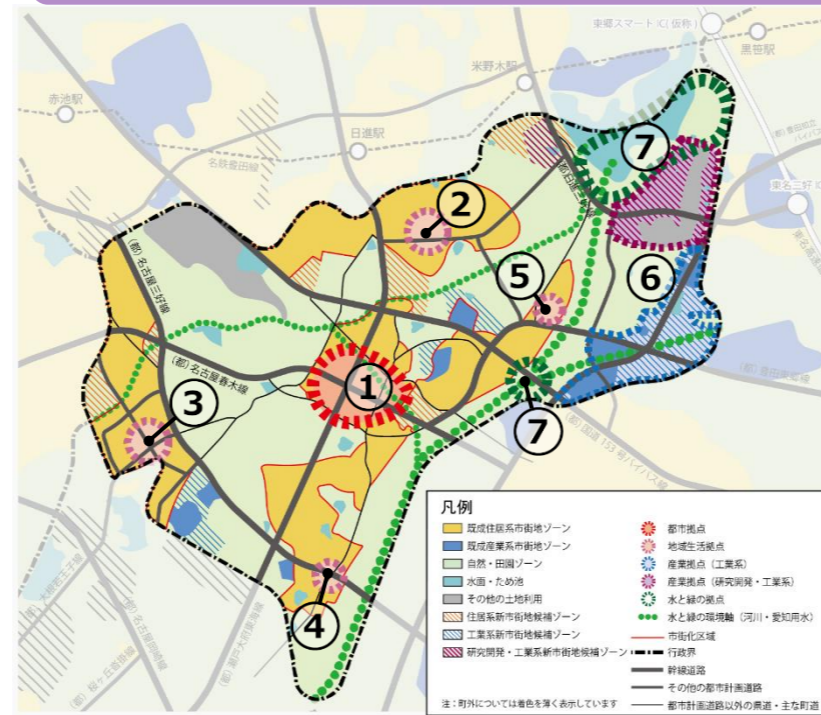
【目標Ⅳ】

誰もが安心して暮らせるまち



- 大規模自然災害や市街地における都市型災害を防ぐ、災害に強いまち
- 交通安全・防犯等により安心して暮らせるまち

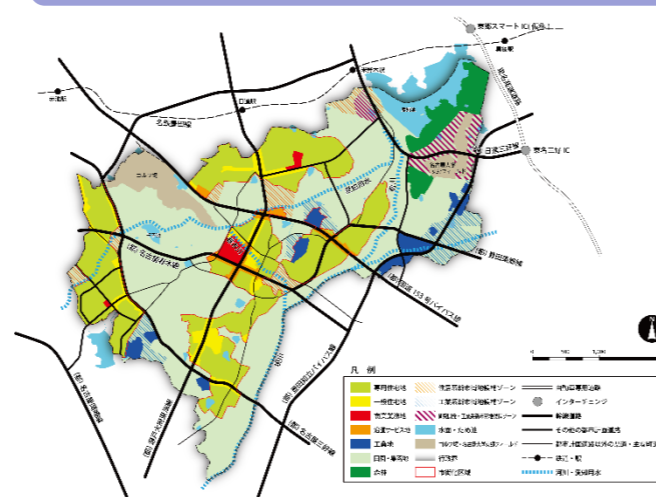
将来都市像図



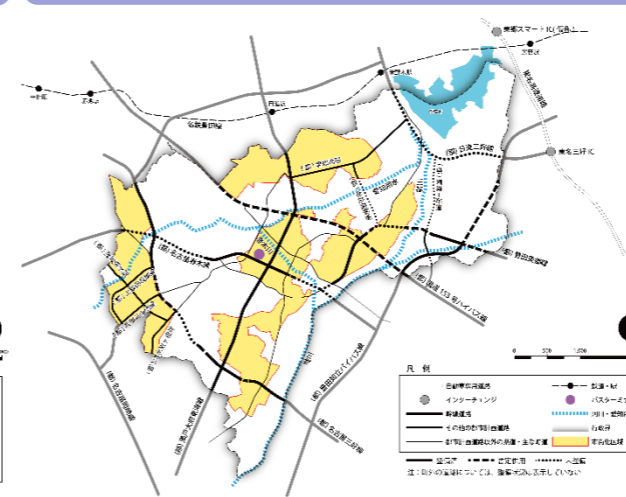
※番号は左の図中の番号と対応

拠点・地区名		番号※	拠点形成の考え方（要約）	
都市拠点	東郷セントラル地区	①	多様な都市機能が集約する町の中心核にふさわしい拠点 町民の交流と交通の中心 緑あふれる環境に配慮した都市拠点	
	地域生活拠点	白鳥地区	②	商業施設等の既存ストックを活用した日常生活サービス機能の提供
		部田山地区	③	日常生活サービス機能のさらなる維持・充実
	祐福寺地区	④	商業施設等の既存ストックを活用した日常生活サービス機能の提供	
	諸輪地区	⑤	歴史・文化資源や日常生活を支える都市機能と連携した子育て世代等が住みやすい住環境の整備	
産業拠点 （工業系、研究開発・工業系）		⑥	工業系や研究開発・工業系の先進的で多様な産業機能が集積する拠点の形成	
水と緑の拠点		⑦	豊かな水環境を守りつつ、周辺開発との調和をもって自然と人の共生を図る	

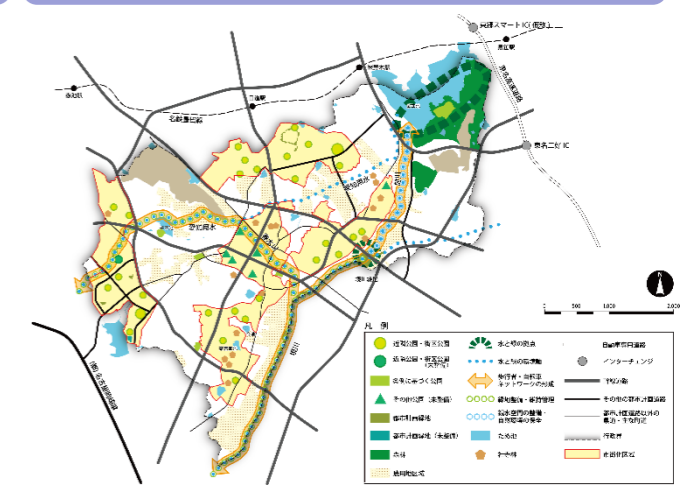
土地利用の方針



交通体系の整備方針



公園緑地の整備方針



市街地整備の方針

市街化区域内

- 土地区画整理事業による市街地整備が完了している地区における良好な住環境と都市基盤施設の維持・保全
- 面的な市街地整備がされていない地区においては、地区計画の活用等により、生活道路の改善や身近な公園・広場等の整備を進め、地域の特性にあった良好な市街地の形成

市街化調整区域

- 点在する既存集落における身近な道路等の居住環境整備に努め、安全に安心して暮らすことができる生活空間の確保

安全安心なまちづくりの方針

安全な市街地形成

- 災害に強い市街地の形成（耐震化、施設の長寿命化、防火水槽の適正配置等）
- 幹線道路の整備（第1次・第2次緊急輸送道路の整備、町道等の生活道路の整備）
- 公園・緑地等の整備（避難場所等としての公園整備、防災に役立つ緑地の整備）
- 河川等の整備（調整池の築造等）
- 地域防災体制の充実（ハザードマップの充実）

安心して暮らせる環境形成

- 防犯対策（防犯灯、防犯カメラ等の管理）
- 交通事故防止対策（生活道路への通過交通排除、速度抑制、通学路の安全対策等）

安全安心なまちづくりの方針

水と緑の自然・田園景観の保全

- 開発行為に対する適切な指導を行うことにより、虫食いの開発を抑制
- 農業の担い手育成による耕作放棄地の解消や農業基盤の充実
- 個性と秩序ある市街地景観の形成
- 歴史的風景や景観の維持・保全
- 住宅地の「ゆとり」と「うるおい」のある景観の形成・維持
- 東郷セントラル地区における歩いて楽しく、にぎわいや活気を感じられる景観の形成

その他の都市施設整備の方針

公共下水道整備の推進

- 市街化区域内の未整備地区の整備推進
- ライフサイクルコストの低減等、戦略的な維持・修繕
- 雨水処理機能の向上
- 総合治水対策を進め、雨水の流出抑制を促進
- 農業用ため池の保全・管理
- 河川整備
- 境川流域の浸水被害対策、準用河川の治水機能強化、河川改修や調整池築造による浸水区域解消

第4章

地域づくりの方針 (地域別構想)

4-1 東部地域

4-2 中部地域

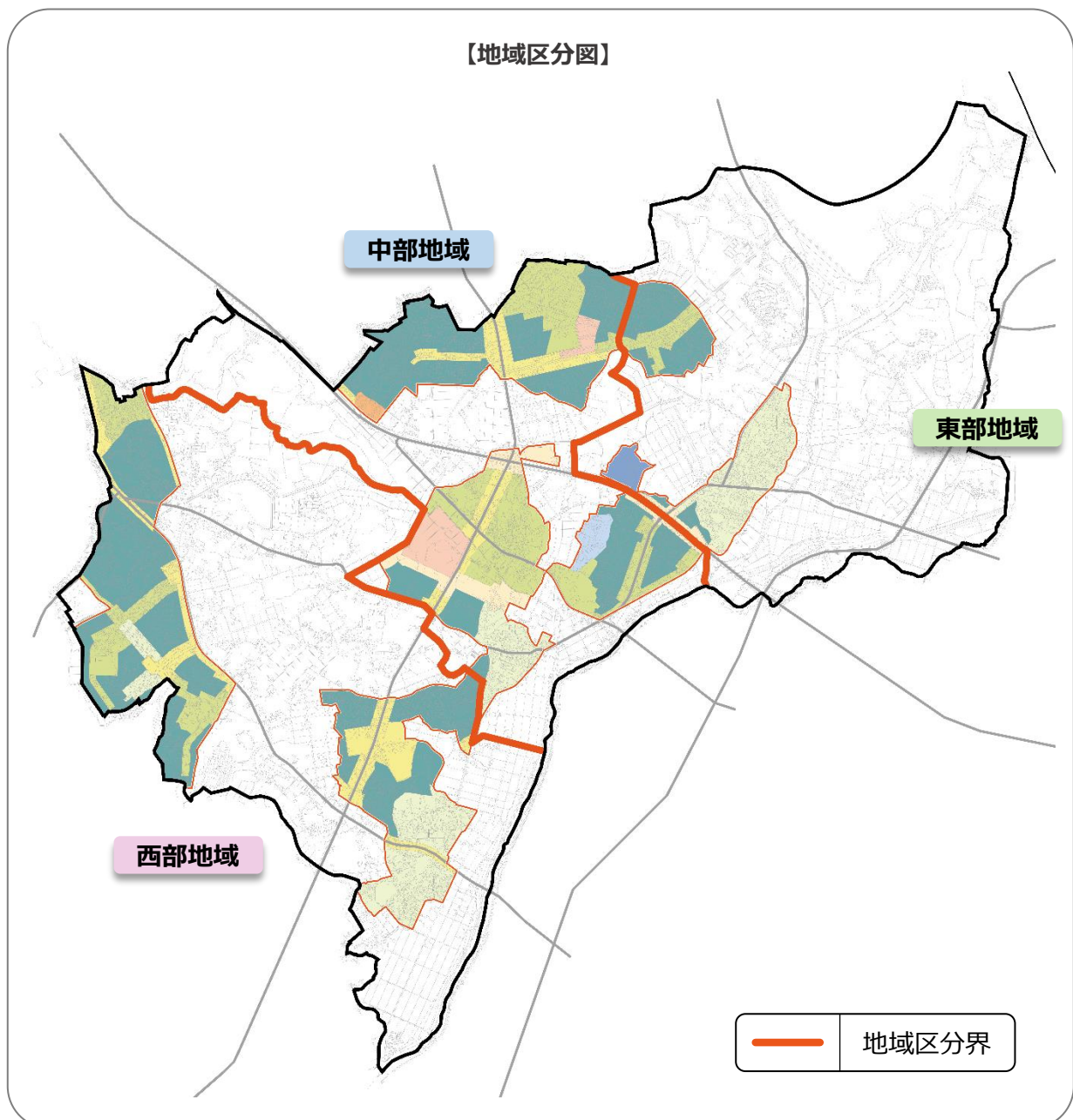
4-3 西部地域

第4章 地域づくりの方針（地域別構想）

地域別構想は、全体構想に示された整備の方針等を受け、各地域の現状や課題に対応したまちづくり目標を設定し、それを実現するためのまちづくりの方針を明らかにするものです。

また、地域別構想の策定にあたっては、地域の現況特性や、町民アンケート（「東郷町都市計画マスタープラン」の策定に関するアンケート調査）結果、東郷町まちづくり会議（ワークショップ）の意見を参考としました。

地域別構想における地域区分の設定については、地域のまちづくりの目標や施策を考えるうえで適切な範囲となるように、市街地形成の経緯（旧村の成り立ち）、市街地のまとまり・人口の状況や社会的圏域、町民の日常生活圏（中心核や地区拠点の配置状況）等を総合的に勘案し、以下のように、3つの地域（東部地域、中部地域、西部地域）に区分します。



4 - 1 東部地域

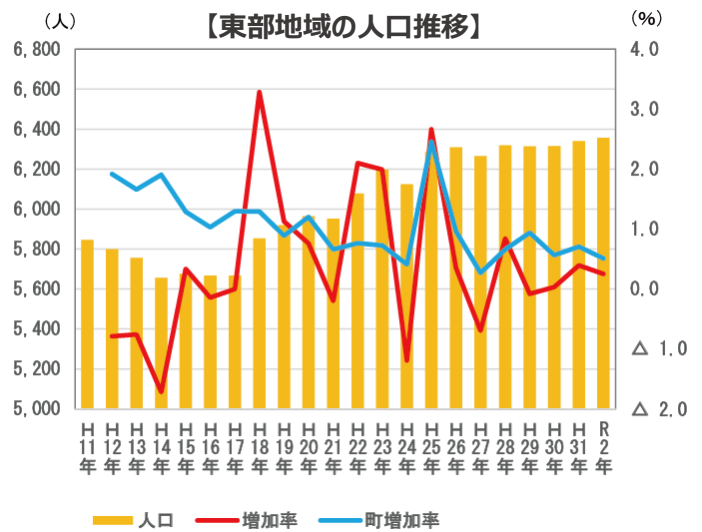
(1) 地域の概況

東部地域の概況

■ 本地域は、町域の東部に位置し、諸輪、諸輪住宅、御岳の各行政区*で構成されています。

東部地域の人口推移

■ 人口は令和2年3月末時点で6,357人で、人口動向は、平成17年までは減少傾向でしたが、以降は増加傾向に転じ、平成25年頃からは増減がほとんど見られません。人口増加率は、一時期を除き町全体の増加率を下回る傾向にあります。



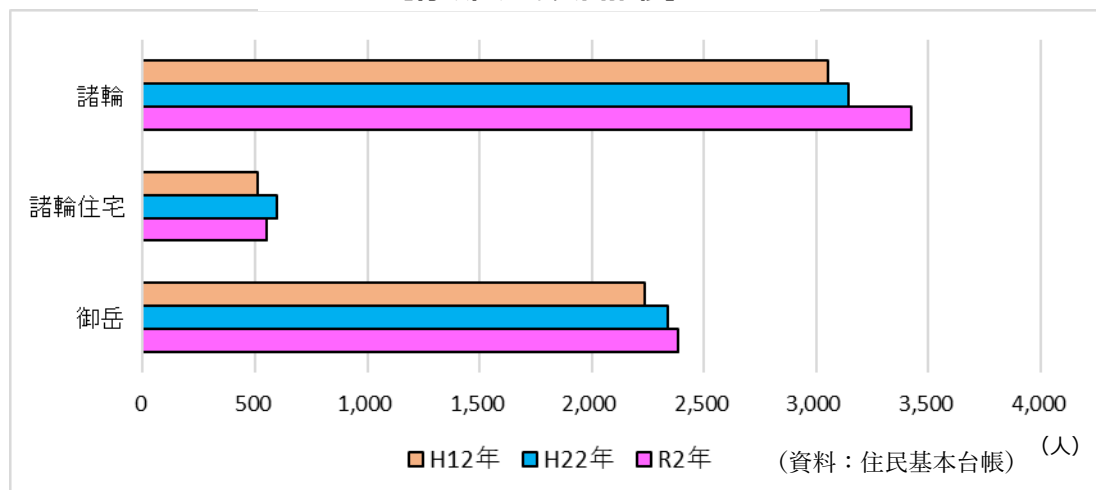
行政区別の人口推移

■ 行政区別の人口では、諸輪地区が最も多く、平成22年から令和2年までにかけて大きく増加しています。御岳地区でも増加傾向にあります。諸輪住宅地区については、人口規模が少なく大きな変動はありません。

土地利用状況・交通状況等

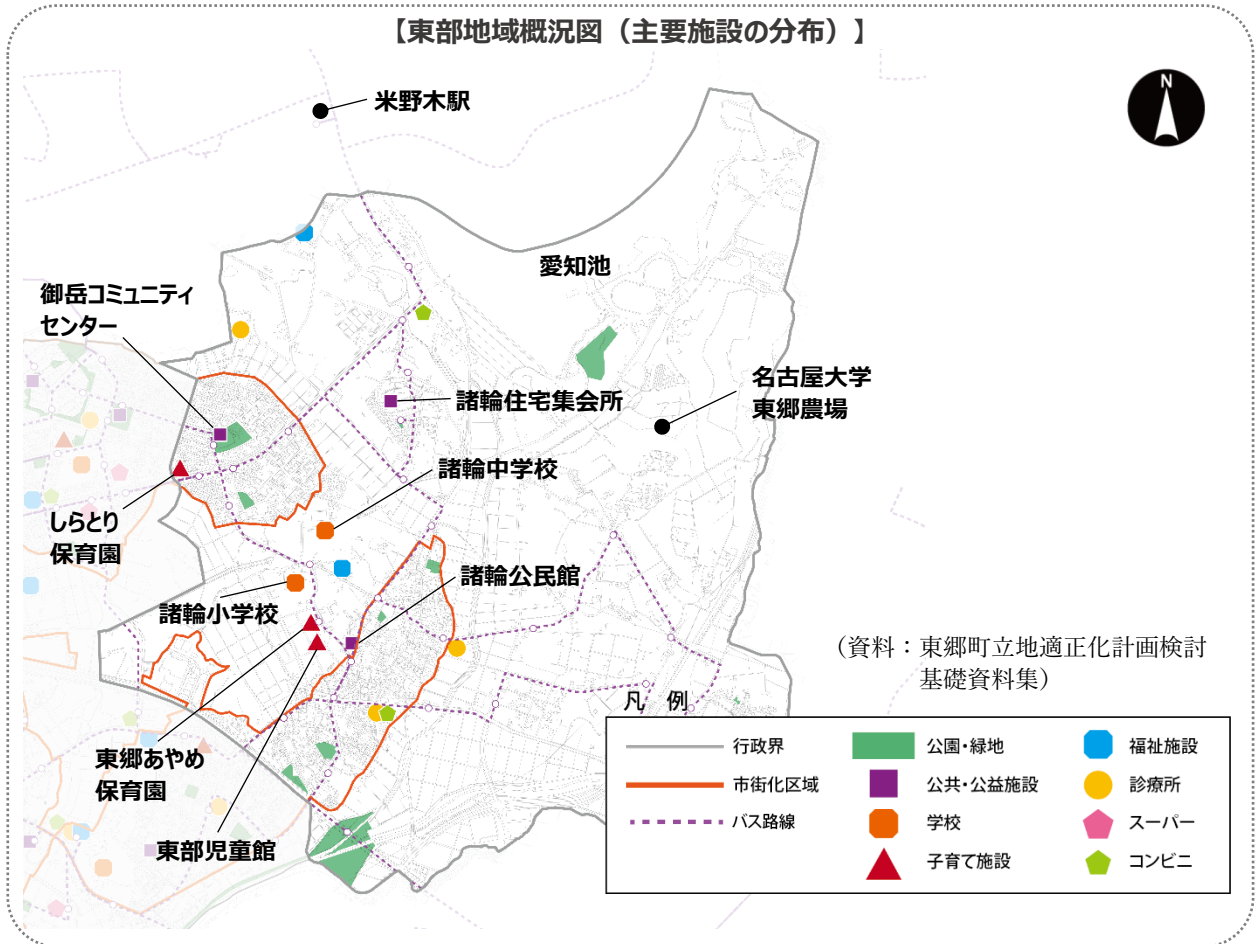
- 市街化区域は地域の約12%で、市街化調整区域が多くを占めています。
- 市街化調整区域では比較的大規模な開発行為のほか、小規模な開発行為も点在しています。
- 日進市境に愛知池が広がり、山林や田園環境等の豊かな自然が広がっているほか、名古屋大学東郷農場が立地しています。
- 東名高速道路の東名三好IC等に近く、また、地域北側の日進市域の米野木駅に近接しており、広域的な交通条件は良いといえますが、地域内のバス路線は限定的で、公共交通のサービスは低くなっています。

【行政区別の人口推移】

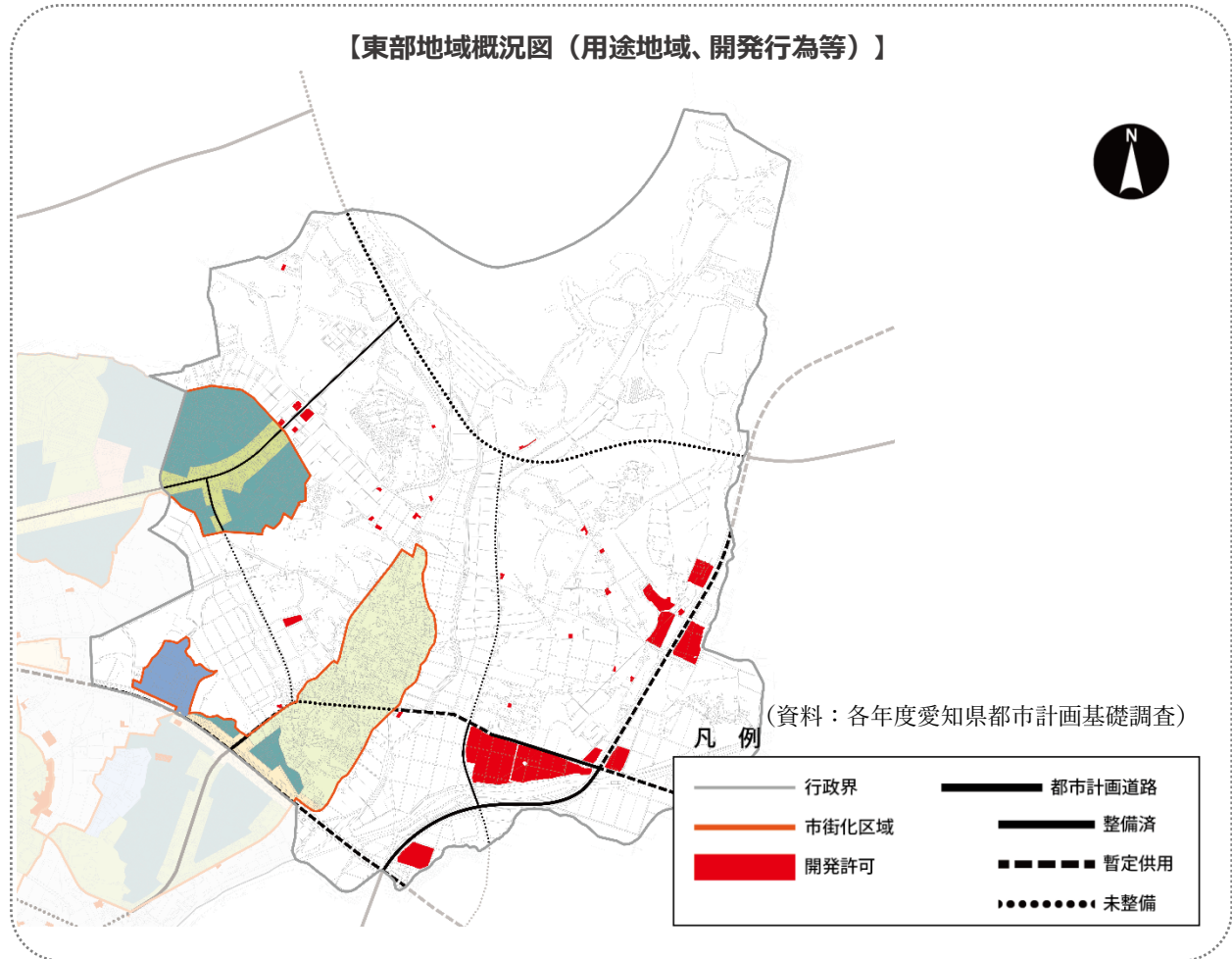


東部地域概況図

【東部地域概況図（主要施設の分布）】



【東部地域概況図（用途地域、開発行為等）】



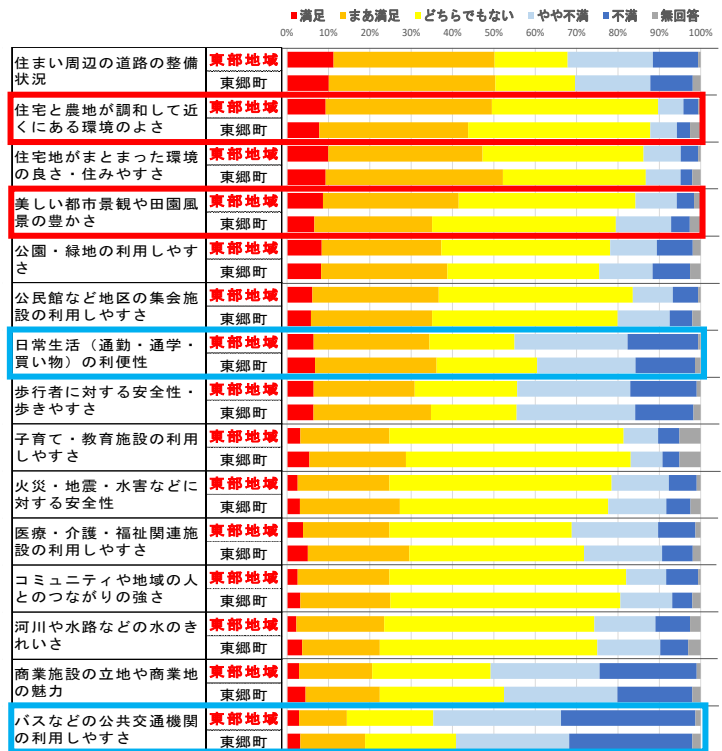
町民アンケートの主な結果

お住まいの地区の日常の暮らしやすさや周りの環境について

- 町全体に比較して、「美しい都市景観や田園風景の豊かさ」、「住宅と農地が調和して近くにある環境のよさ」で満足度が高い。
- 町全体に比較して、「日常生活（通勤・通学・買い物）の利便性」、「バスなどの公共交通機関の利用しやすさ」で不満度が高い。

- 町全体に比較して満足度が高い項目
- 町全体に比較して不満度が高い項目

Q:【お住まいの地区の日常の暮らしやすさや周りの環境について】

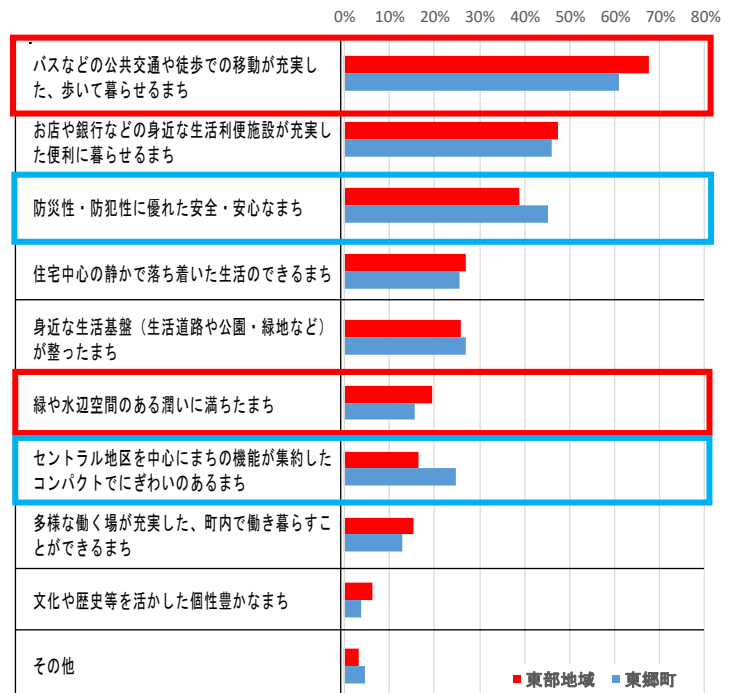


Q:【東郷町のこれからのまちづくりについて】

東郷町のこれからのまちづくりについて

- 町全体に比較して、「バスなどの公共交通や徒歩での移動が充実した、歩いて暮らせるまち」、「緑や水辺空間のある潤いに満ちたまち」を重視する回答が多い。
- 町全体に比較して、「防災性・防犯性に優れた安全・安心なまち」、「セントラル地区を中心にまちの機能が集約したコンパクトでにぎわいのあるまち」が少ない。

- 町全体に比較して重視する回答が多い項目
- 町全体に比較して重視する回答が少ない項目



※各設問における東郷町全体の数値との比率を計算し、上位・下位各2つを抽出

町全体に比較してバスなどの公共交通を活用した日常生活の利便性、緑や水辺空間のある潤いに満ちたまちづくりへの要望があります。

地域の優れた点・魅力、守るべき資源

- 愛知池を始めとする豊かな自然環境を有しているところ、諸輪囃子太鼓や棒の手等の伝統・文化が守られている。
- 自動車交通の便に恵まれており、名古屋等隣接市へのアクセスが良好。
- 町民同士のつながりが強く、消防団等の活動もスムーズ。

地域での問題、課題

- 豊かな自然環境を有している反面、山林や農地の管理が課題。
- 高齢化の進行に伴い、地域活動の担い手が不足。
- 高齢化の進行や介護については、公共交通による生活の足が弱く車なしでは生活が難しい現状や、一人暮らしの高齢者の生活が不安。地域で見守りができる体制が必要。

地域がめざす方向

生活環境 ▶ 住宅地として住みやすいまち、開発と自然の両立、のんびりとした暮らし等

地域資源 ▶ 愛知池を基幹とする地域、自然豊かなみどりの多いまち、歴史・文化・人を生かす等

交通・移動 ▶ 北の玄関口としてのまちづくり、集落地への通過交通防止・安全対策、高齢者が移動しやすいまち等

地域活動 ▶ 若者等の働く場所の確保による転出の抑制、移住者の地域コミュニティへの導入、一人暮らし高齢者等の暮らしの支援等

まちづくりのアイデア

生活環境 ▶ 愛知池周辺の活用、自宅周りの緑化、農地・空き地の活用、巡回バスの再編成等

地域資源 ▶ 未利用地（山林、耕作放棄地）の整備、愛知池周辺緑地の保全と活用、縁日等のコミュニティの場づくり等

交通・移動 ▶ 都市計画道路等の整備、ららぽーとへのシャトルバスの運行、車前提の考え方からの転換等

地域活動 ▶ 子ども主体のコミュニティの活性化、関係人口の増加、空き家の活用（つどいの場、生活支援カフェ等）等

その他 ▶ 企業誘致、IT等の新分野の誘致等

地域にとって大切なまちづくりのキーワード

- 住みやすく快適な住環境
- 利便性の高い都市環境（買い物、通院、用事等）
- コミュニティのつながり
- 豊かな自然環境（森林の緑や池の水面等）

地域のまちづくりの主な目標について

- 住みやすい歴史あるまち
- 幼児から老人まで自家用車なしで暮らせる安心な町
- 一生住み続けたい町
- 地域に根ざした人を育てるまちづくり
- 中高齢者を地域で支えるコミュニティ
- 地域資源を活用し、元気に生きがいを持てる町づくり

(2) 地域のまちづくり課題

自然環境の保全と市街地との調和

- 水と緑の拠点として位置付けた愛知池周辺、水と緑の環境軸として位置付けた境川や前川等については、拠点や軸の形成に向け、周辺に残る森林や農地等の豊かな自然環境を保全するとともに、町民が身近に自然とふれあえる場として活用を図ることが必要です。
- 市街地の都市的土地利用と自然的土地利用との適正な土地利用区分により、地域環境の調和を図ることが必要です。



【愛知池周辺の緑と市街地】

市街化区域内の市街地環境整備・維持

- 御岳地区の市街地等は面的整備がなされていますが、諸輪地区では生活道路等の基盤施設が十分整備されないままの市街地がみられます。今後、本地域の町民が安心して暮らし続けることができるためには、交通安全性に加え、防災面での安全性の向上等により、地域住民の暮らしを支えるような市街地環境の充実・改善を図ることが必要です。
- 諸輪地区の中市周辺は、旧来からの地域の中心的存在であり、市街地の維持を図るためには、地域の中心となる拠点が求められます。そのため、中市周辺について、市街化調整区域の主要施設と連携し、歴史・文化資源を保存・活用した地域生活拠点の形成が必要です。



【諸輪地区の古くからの市街地】

市街化調整区域内集落の生活環境・コミュニティの維持

- 市街化調整区域においては、県営諸輪住宅等の市街地があるほか、旧来からの集落地が点在しています。これら市街地・集落地の生活環境を守り、伝統的なコミュニティを維持することが必要です。
- 市街地や集落とその周りに広がる自然環境・田園景観とが調和した土地利用の形成が必要です。

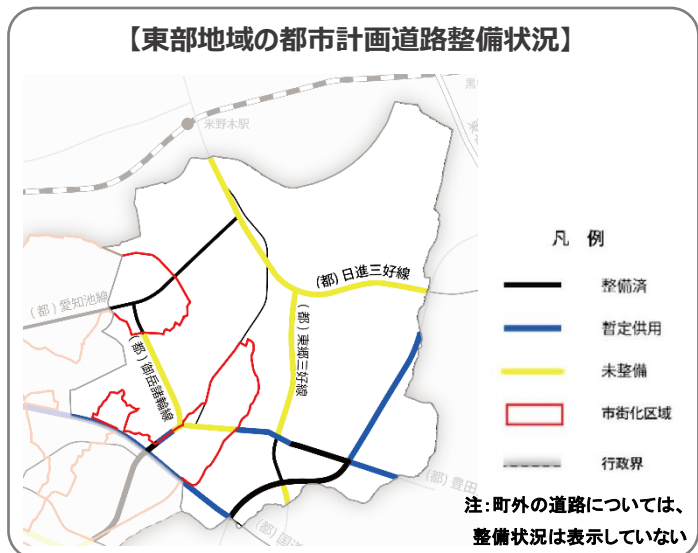


【旧来からの集落地の様子】

交通体系の整備推進、公共交通環境の利便性の維持・改善

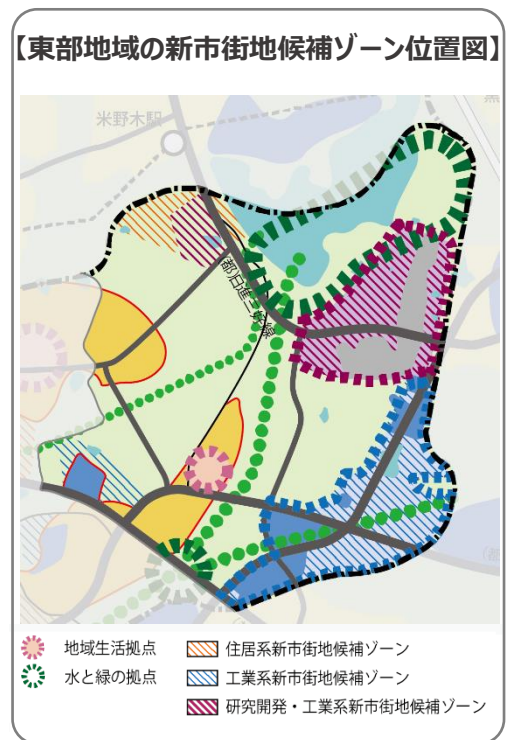
- (都)日進三好線、(都)豊田知立バイパス線、(都)東郷三好線等の都市計画道路は整備が完了しておらず、交通サービスを始め、土地利用形成や災害対応等を含め、整備の促進を図る必要があります。
- 公共交通（バス）を始め、徒歩や自転車等により地域内外の主要施設等へのアクセス利便性*を高める等、自動車を運転できない高齢者を始め誰もが安心して移動できるような公共交通環境の維持・改善を図ることが必要です。

- 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した取組を検討する必要があります。



新市街地候補ゾーン実現化の検討

- 住居系新市街地候補ゾーンとして位置付けた愛知池西側の市街化調整区域については、町全体の当面の人口増加に対応し、今後の住宅地需要、面的整備に向けた事業熟度、市街化区域内の低未利用地の活用等を踏まえながら、計画的に住宅地形成を図ることが必要です。
- 地域南部や諸輪工業団地周辺の工業系新市街地候補ゾーン、(都)日進三好線沿線の研究開発・工業系新市街地候補ゾーンについては、周辺の農地や集落地との環境上の調和に配慮しつつ、その形成に向けて、地域の持つさまざまな利活用の可能性を踏まえ、工業系機能、流通業務系機能や研究開発系機能を主体とした土地利用を促進することが必要です。



(3) 地域のまちづくり目標

**豊かな自然と新たな産業活力が調和した
誰もが快適に暮らせるまち**

本地域では、愛知池周辺に広がる森林等を始め豊かな自然を守り、育み、活用しながら、新たな産業による活力や住みよい環境の創出を目指します。

また、交通環境の改善等に取り組み、高齢者を始め誰もが快適に暮らしやすいまちを目指します。

(4) 地域のまちづくり方針

行政が中心となり取り組むべき施策

愛知池や田園景観等の自然環境の保全と既存市街地との調和のために

- ▶ 愛知池周辺に広がる森林等の保全に向け、無秩序な土地利用転換を抑制するための方策を検討します。
- ▶ 愛知池については、魅力ある水辺環境として整備及び保全を図り、町民の憩いの場として施設等の適正な維持管理を図ります。
- ▶ ヒメボタルが生息する前川周辺に広がるまとまった農地については、農振農用地区域の指定を継続しつつ、農業の担い手育成や生きがい農業の実践等により、保全を図ります。



【前川の水辺空間】

諸輪地区等の市街化区域内の市街地環境整備・維持のために

- ▶ 諸輪地区の中市周辺は、白鳥神社を始め地域に根差した社寺・無形文化財等の歴史・文化資源があり、これらの保全・活用を図ります。また、市街化調整区域には公民館、小中学校、保育園、児童館等の教育・子育て施設、医療施設等の日常生活を支える都市機能が多く立地しており、こうした施設と連携した子育て世代や若者世代の受け皿となる住環境整備を推進し、多様な世代の交流の活性化による地域生活拠点の形成を図ります。
- ▶ 諸輪地区を中心に、生活道路の整備・改修を進めます。
- ▶ 諸輪地区の古くからの市街地や御岳地区の市街地では、幹線道路の沿道等を中心に、日常的な買い物ができる施設を誘導するため用途地域の見直しを検討し、小規模な店舗等の日常的な生活利便施設の立地を促します。
- ▶ 歩行者が安全に安心して通行できるよう歩道の整備や歩道での段差解消を図ります。
- ▶ 旧上城保育園跡地を、地域の町民の方々による検討会議を踏まえ、地域の交流の場ともなる「上城さくら公園」として整備します。



【上城保育園跡地公園整備検討会議（ワークショップ）の様子】

旧来からの市街化調整区域内集落の生活環境・コミュニティの維持のために

- ▶ 集落内に通過交通が流入しないよう、周辺幹線道路の整備や交通規制等、適切な交通処理を推進します。
- ▶ 農業の担い手育成等により、耕作放棄地等の解消により、豊かな田園環境を保全します。
- ▶ 地区・世代間の人々の交流を促すコミュニティ施設*の整備を支援するとともに、地域の子育て支援の拠点となる児童館等の維持・保全、整備の継続を図ります。
- ▶ 東部地域の小学校・中学校においては、施設の長寿命化や人荷用エレベーターの改修等バリアフリー化を目的に老朽化した学校施設の整備を進めます。
- ▶ 消防団詰所長寿命化計画の策定により、老朽化が著しい消防団詰所の改修・建替えや耐震性貯水槽の新設、消防水利の整備、防災倉庫の改修・設置を進めます。

広域的交通体系と身近な交通環境の整備推進のために

- ▶ (都)日進三好線、(都)豊田知立バイパス線、(都)東郷三好線等の都市計画道路については、関係機関と協議しながら整備の促進を図ります。
- ▶ ボトルネック交差点*等の改善や道路舗装の修繕を計画的に進めます。
- ▶ バス路線やダイヤ設定、近隣市との連携等、東郷町巡回バスの利用しやすい環境づくりを進めます。また、誰にでも使いやすい車両や施設（バス停等）の改善を図るとともに、バリアフリー化を進めます。
- ▶ 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した新たな取組を検討します。
- ▶ 前川等の水と緑の環境軸を中心に河川空間を活用して、歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。

住居系・工業系及び研究開発・工業系新市街地候補ゾーン実現化のために

- ▶ 愛知池西側の市街化調整区域については、日進市の米野木駅に近接する利便性を生かし、新たな住宅市街地又は研究開発・工業系新市街地として整備を進めます。
- ▶ 諸輪東部の工場等集積地周辺の市街化調整区域は、営農環境や自然環境との調和に十分留意し、地域の活性化に資する工業系土地利用を主体とした工場や先端業種等の新たな産業立地による土地利用を促進します。
- ▶ 諸輪工業団地周辺等の市街化調整区域においては、工場等の操業環境の維持・保全を図りつつ、今後も産業機能の集積を図るため、既存団地の拡大による土地利用を促進します。
- ▶ (都)日進三好線沿線の市街化調整区域は、名古屋大学東郷フィールド等の既存の研究施設等と連携しながら、愛知池とその周辺の自然環境を活かした緑と産業が調和した魅力あるまちづくりを目指し、産業力の強化及び地域の産業振興等を図ります。
- ▶ これらの新市街地ゾーンについては、地域の持つさまざまな利活用の可能性に配慮して検討します。

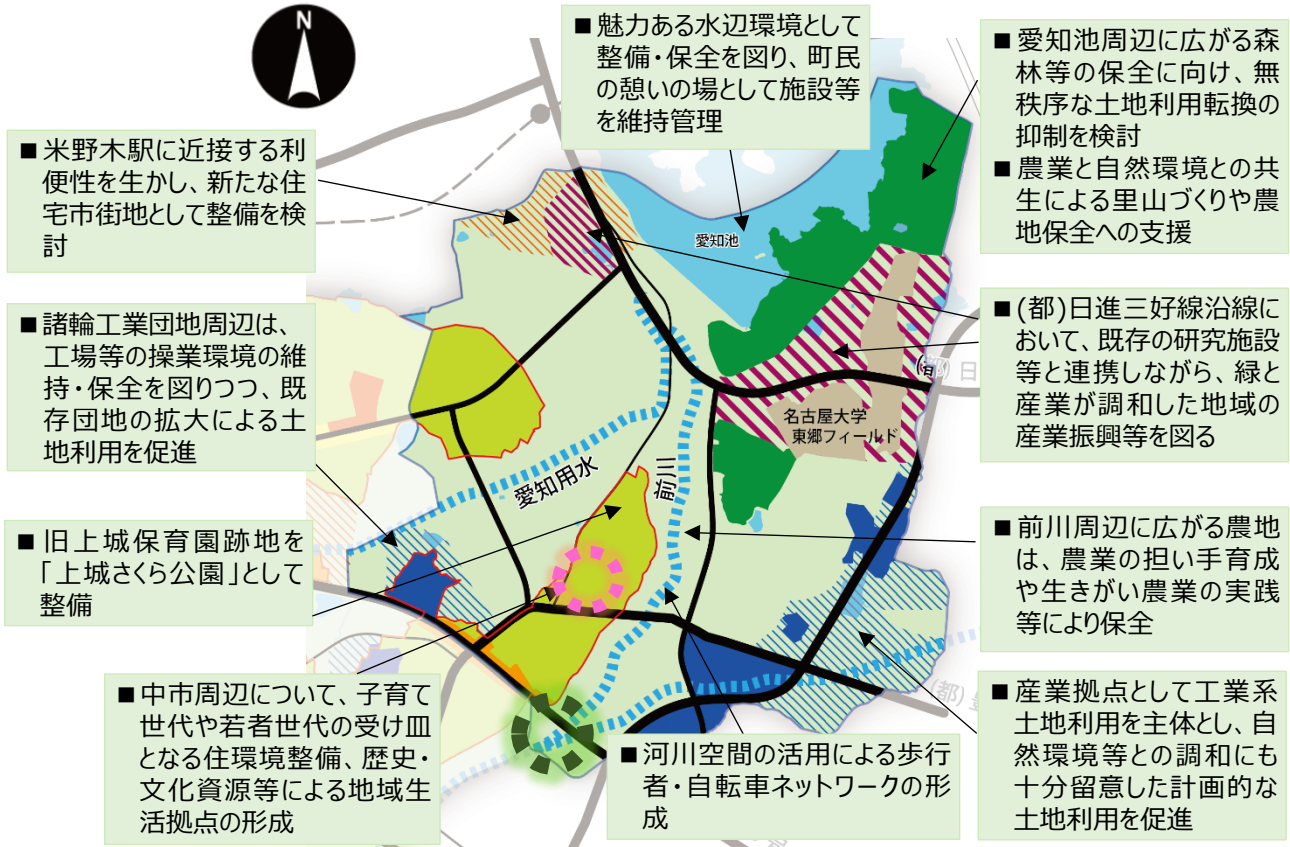
地域の町民等による取組に対する支援



【愛知池周辺で活動する「愛知池友の会」による花壇（バタフライガーデン）づくりの風景】
（愛知池友の会活動ホームページより）

- 愛知池の周辺等に残る豊かな自然の保全に向けた町民意識や機運を高めるため、緑や生きもの等と自然にふれあうことのできる場や機会を提供する等、農業と自然環境との共生による町民等が主体となった里山づくりや農地保全に関する取組を支援します。
- 空き家の活用、児童館・公園等の公共公益施設の活用により、旧来からの居住者、新たに転入した居住者、外国人居住者との交流、子どもを中心としたコミュニティ活動等、多様な交流活動の取組を支援します。
- 今後整備・改修される広場や公園、共用スペース等については、民間やNPO法人等による管理運営も視野に入れ、町民の交流や地域情報の発信、地域行事のお披露目の場として活用できるよう支援します。

【東部地域のまちづくり方針図】



凡例

専用住宅地	沿道サービス地	森林	住居系新市街地候補ゾーン	水面・ため池
一般住宅地	工業地	地域生活拠点	工業系新市街地候補ゾーン	ゴルフ場・名古屋大学東郷フィールド
商業業務地	田園・集落地	水と緑の拠点	研究開発・工業系新市街地候補ゾーン	市街化区域

【地域全体】

土地利用

- 幹線道路の沿道等を中心に、日常的な買い物ができる施設を誘導するため用途地域の見直しを検討し、小規模な店舗等の日常的な生活利便施設の立地を促進
- 耕作放棄地等の解消を図り、農地の適正な利用集積と豊かな田園環境を保全
- 交流を促すコミュニティ施設の整備を支援、子育て支援の拠点となる児童館等の維持・保全、整備の継続

その他

- 空き家や公共公益施設の活用による町民の交流、子どもを中心としたコミュニティ活動等、多様な交流活動の取組を促進するための支援
- 東部地域の小中学校では施設の長寿命化や人荷用エレベーターの改修等バリアフリー化を目的に老朽化した学校施設を整備
- 消防団詰所の改修・建替えや耐震性貯水槽の新設、消防水利の整備、防災倉庫の改修・設置

道路・公共交通

- (都)日進三好線、(都)豊田知立バイパス線、(都)東郷三好線等の都市計画道路については、関係機関と協議しながら整備の促進を図る。
- ボトルネック交差点等の改善、道路舗装の修繕を計画的に推進
- 生活道路の整備・改修を推進
- 歩道の整備や歩道での段差解消
- 集落内に通過交通が流入しないよう、周辺幹線道路の整備や交通規制等、適切な交通処理を推進
- 巡回バスの利用しやすい環境づくり、誰にでも使いやすい車両や施設（バス停等）の改善を図るとともに、バリアフリー化を推進
- 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した取組を検討

4-2 中部地域

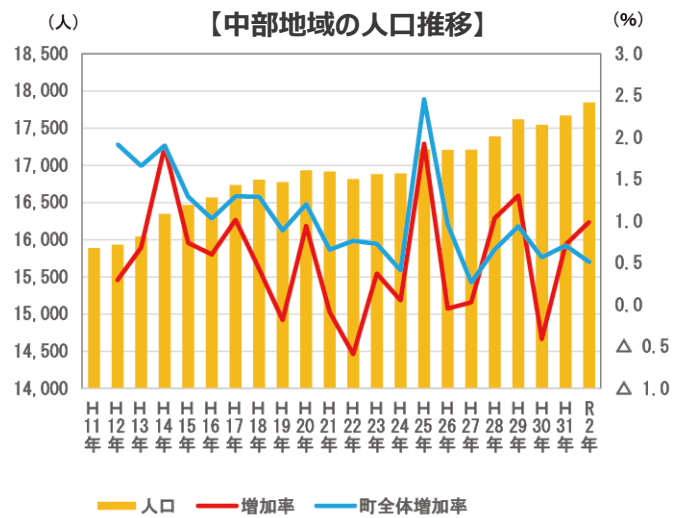
(1) 地域の概況

中部地域の概況

- 和合、傍示本、和合ヶ丘、白鳥、押草団地南、押草団地北、北山台の各行政区で構成されています。

中部地域の人口推移

- 人口は令和2年3月末時点で17,845人で、人口動向は、おおむね増加傾向にありますが、町全体の増加率を下回っています。



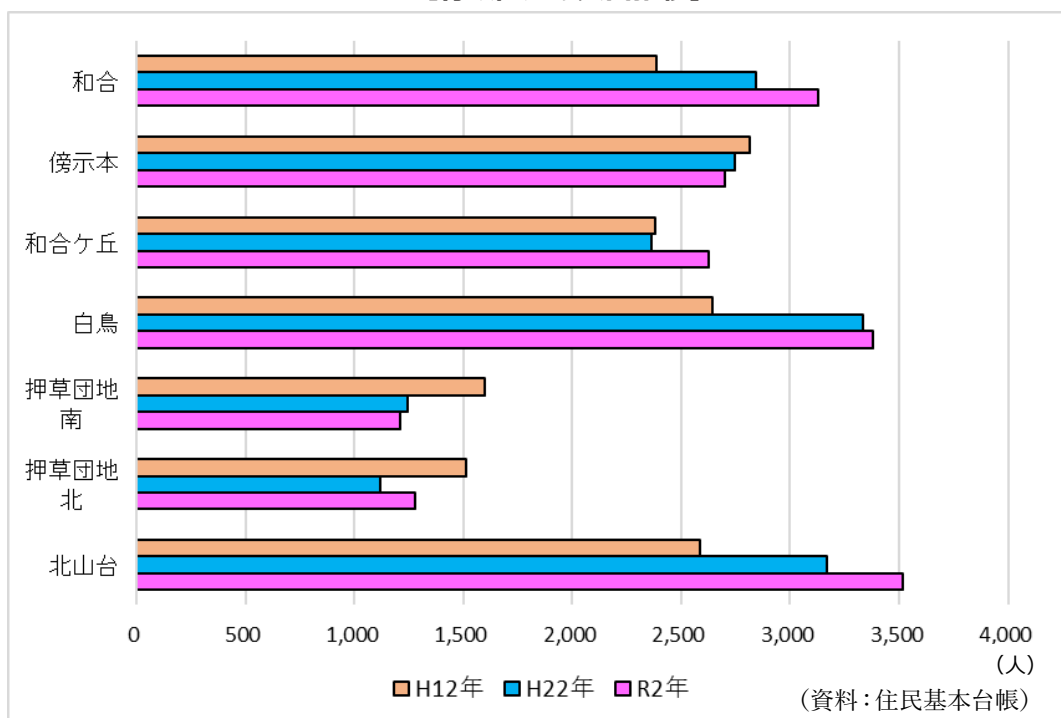
行政区別の人口推移

- 行政区域別の人口では、和合、白鳥、北山台地区では人口は増加傾向にありますが、傍示本、押草団地南地区では人口は減少傾向にあります。

土地利用状況・交通状況等

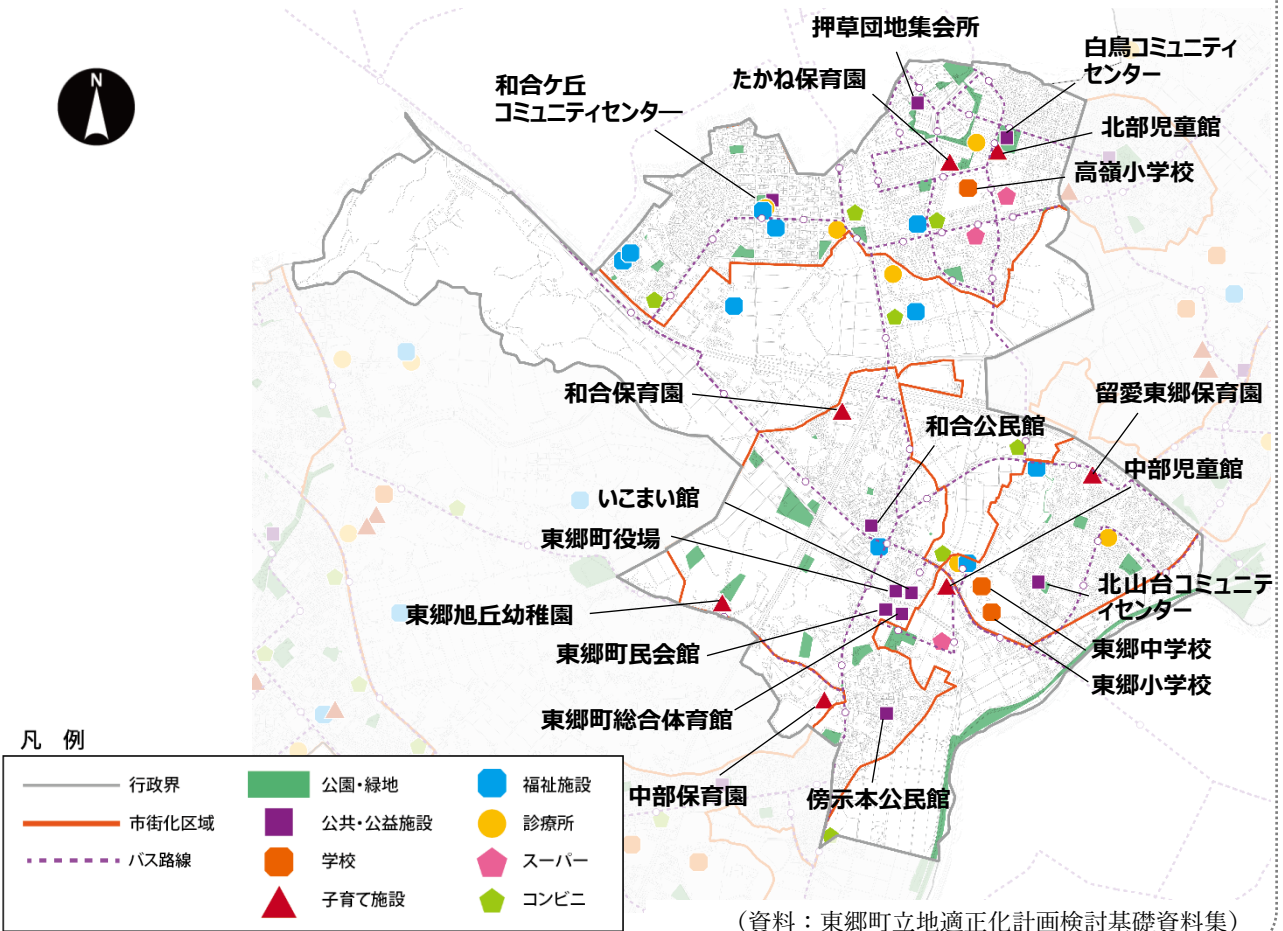
- 市街化区域は地域の約51%で、町役場を始め子育て施設、スーパー、コンビニ等が立地し、生活利便施設は充実しています。また、バス路線も多く、公共交通のサービス水準も高い状況にあります。
- 東郷セントラル地区においては開発整備が進行中で、大規模商業施設の立地により、商業等の利便施設のサービスはより高まるといえます。

【行政区別の人口推移】



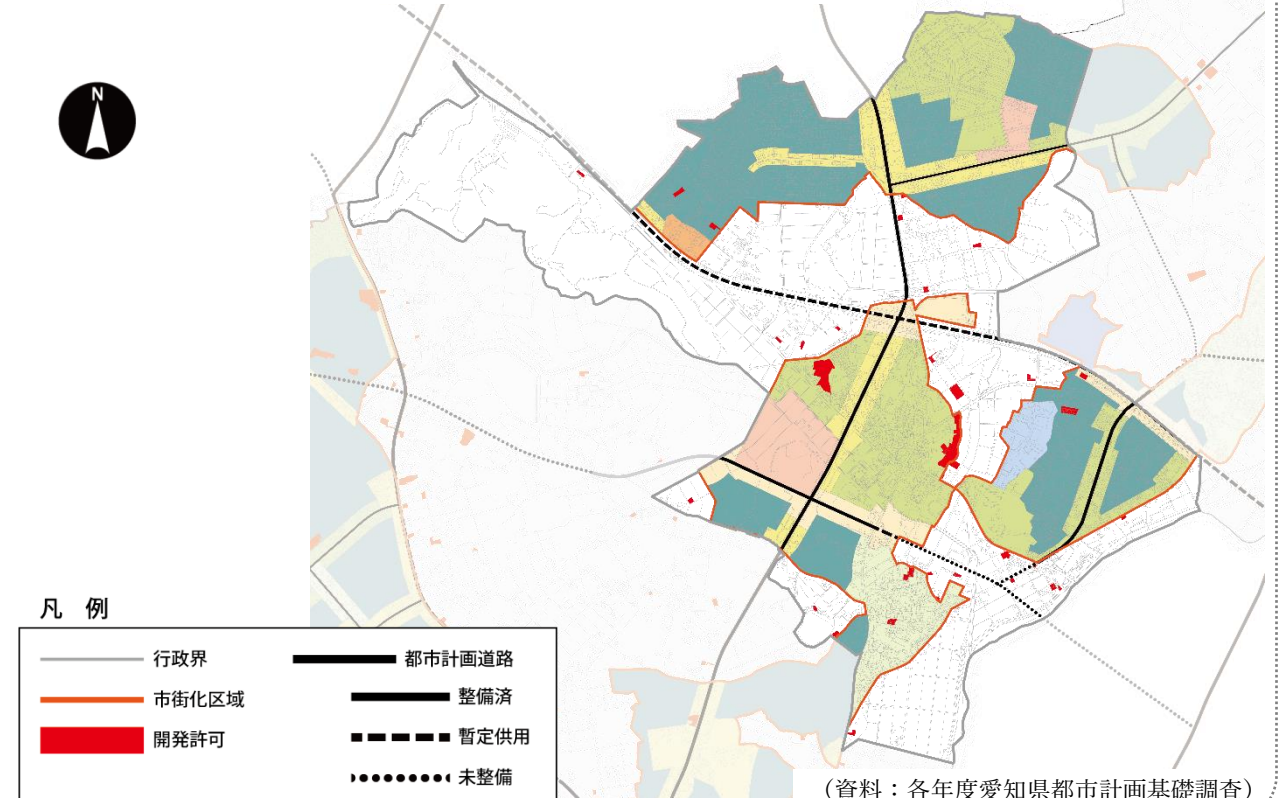
中部地域概況図

【中部地域概況図（主要施設の分布）】



(資料：東郷町立地適正化計画検討基礎資料集)

【中部地域概況図（用途地域、開発行為等）】



(資料：各年度愛知県都市計画基礎調査)

町民アンケートの主な結果

お住まいの地区の日常の暮らしやすさや周りの環境について

- 町全体に比較して、「**住まい周辺の道路の整備状況**」、「**日常生活（通勤・通学・買い物）の利便性**」で満足度が高い。
- 町全体に比較して、「**コミュニティや地域の人とのつながりの強さ**」、「**公民館など地区の集会施設の利用しやすさ**」で不満度が高い。

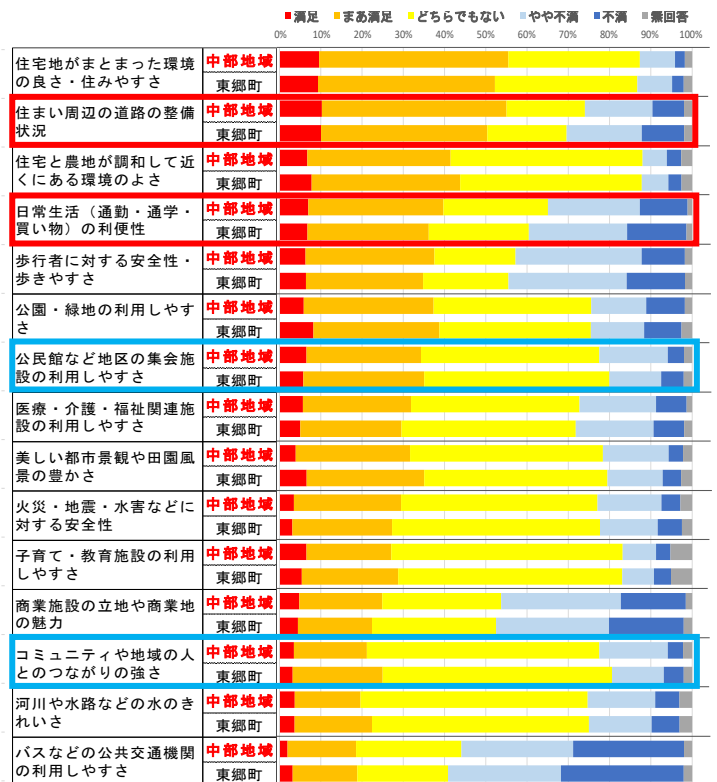
- 町全体に比較して満足度が高い項目
- 町全体に比較して不満度が高い項目

東郷町のこれからのまちづくりについて

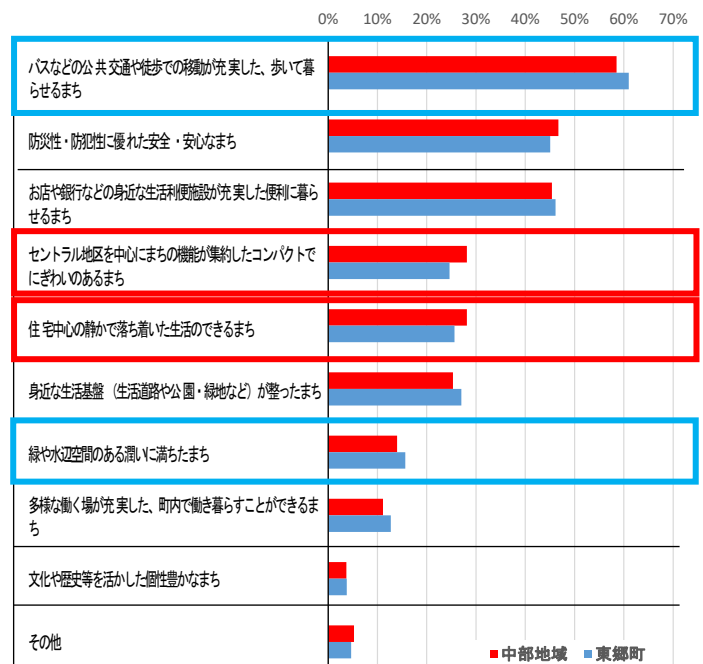
- 町全体に比較して、「**セントラル地区を中心にまちの機能が集約したコンパクトでにぎわいのあるまち**」、「**住宅中心の静かで落ち着いた生活のできるまち**」を重視する回答が多い。
- 町全体に比較して、「**バスなどの公共交通や徒歩での移動が充実した、歩いて暮らせるまち**」、「**緑や水辺空間のある潤いに満ちたまち**」等が少ない。

- 町全体に比較して重視する回答が多い項目
- 町全体に比較して重視する回答が少ない項目

Q:【お住まいの地区の日常の暮らしやすさや周りの環境について】



Q:【東郷町のこれからのまちづくりについて】



※各設問における東郷町全体の数値との比率を計算し、上位・下位各2つを抽出

町全体に比較して東郷セントラル地区を中心にコンパクトなまちづくり、住宅中心の落ち着いた生活のできるまちづくりへの要望があります。

地域の優れた点・魅力、守るべき資源

- 緑が多い、道路が整備されている、犯罪が少ない等住宅地としての住みやすさや、商業施設や医院、公共施設が近くにある、日進駅までのアクセスも良い等生活の便利さ等。
- 地域のつながりがあり、盆踊り等のイベントも行われているところ。

地域での問題、課題

- 緑に囲まれた良好な居住環境を有している反面、手入れの行き届いていない耕作放棄地がある、高齢化の進行に伴い管理に係る担い手が不足している等。
- 自動車交通については、通過交通が多い、通学路が確保できていない等。
- 日常生活を送る上での最低限の利便性は確保されているが、若い人の集まる場所・行く場所がない、特産と言えるものがない等。

地域がめざす方向

生活環境 ▶ 安全・安心に暮らせるまち、子どもが安全に遊べる公園、若い世代が増える、高齢者も暮らし続けられる、町内で過ごしやすい、ぶらりできるまち等

交通・移動 ▶ 公共交通機関の充実等

地域活動 ▶ 地域で助け合える自治会づくり、高齢者・子ども等の交流の企画、新しい町民と前からの町民との交流・コミュニケーションが盛んになる、本地域がまとまるイベント、各自治会の温度差の解消等

まちづくりのアイデア

生活環境 ▶ 散歩の促進、健康づくりの促進等

地域資源 ▶ 歴史・文化施設等で散歩しやすく、クラブ活動（スポーツやものづくり等）を増やす、若者向け施設を整備、ららぽーとに町の施設を整備し交流を図る等

交通・移動 ▶ 散歩と組み合わせたバス路線整備、町民が出会う機会づくり、並木道・花畑の整備等

地域活動 ▶ 散歩・外出を促進する施策を試す（おしゃれな散歩道、歩こう会、散歩ルート開発）、農地の開放、中心商店街で交流の場づくり、ららぽーとを絡めた交流・イベント等

地域にとって大切なまちづくりのキーワード

- 利便性の高い都市環境（買い物、通院、用事等）
- 住みやすく快適な住環境
- 豊かな自然環境（森林の緑や池の水面等）
- どこへいくにも便利な公共交通

地域のまちづくりの主な目標について

- 豊かな自然を守り、東郷セントラル地区を中心として、子ども、高齢者が安全に暮らせる地域
- 安心、安全、便利で地域共助豊かな居住地
- 安全・安心に暮らせる街
- 笑顔で集う明るい街
- 町民のつながりコミュニケーション

(2) 地域のまちづくり課題

中心核の形成、地域生活拠点の充実・改善

- 東郷セントラル地区については、東郷町の中心核として、その形成に向け、町民を始め多くの人が集い、楽しむことのできるまちづくりを進める必要があります。
- 地域北側の押草団地等では人口の減少が進むとともに、高齢化の進行がみられます。これら地区の町民を始め本地域の町民が今後も安心して暮らし続けることができるためには、地域生活拠点として位置付けた白鳥地区を中心に、町民の暮らしを支えるような生活環境の充実・改善を図る必要があります。



市街化区域内の市街地環境整備・維持

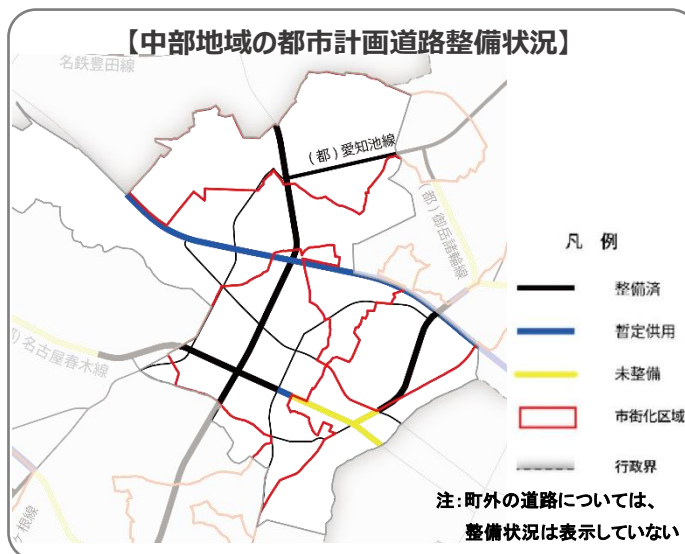
- 和合ヶ丘地区や北山台地区を始め面的整備のなされた地区については、今後とも良好な居住環境の維持・改善が必要です。また、和合地区や傍示本地区等の古くからの市街地や集落地では、生活道路等の基盤施設が十分整備されないままの地区がみられます。こうした市街地や集落地においては、交通安全性に加え、防災面での安全性の向上等により、町民が安全で安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。



- 古くから地域に暮らす人と新たな町民が共存し協調するコミュニティの形成が必要です。

公共交通、快適に移動できる交通環境の維持・改善

- (都)名古屋春木線等の都市計画道路が未整備で、交通サービスを始め、土地利用形成や災害対応等を含め、整備を促進する必要があります。



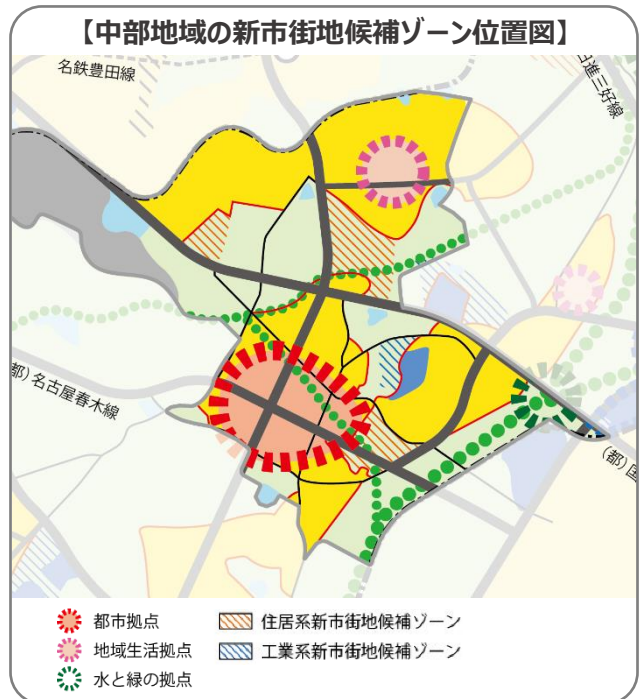
- 本地域では、地域中央部の町役場・いこまい館を発着点に東郷町巡回バスが分散する市街地を結んでおり、また、赤池駅と豊田市駅を結ぶ路線バス及び日進駅と知立駅を結ぶ路線バスも運行されています。東郷セントラル地区内ではバスターミナルが整備され、今後は、こうした公共交通の利便性を維持しつつ、徒歩や自転車等により地域内の主要施設等へのアクセス利便性を高める等、自動車を運転できない高齢者を始め誰もが安心して移動できるような公共交通環境の維持・改善を図ることが必要です。
- 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した取組を検討する必要があります。



【いこまい館とじゅんかい君】

新市街地候補ゾーン実現化の検討

- 住居系新市街地候補ゾーンとして位置付けた北部の白鳥地区・和合ヶ丘地区と中央部の和合地区との間の市街化調整区域については、今後の住宅地需要や面的整備に向けた事業熟度等を踏まえながら、計画的に住宅地形成を図ることが必要です。
- 工業系新市街地候補ゾーンに位置付けた北山地区工業集積地周辺の市街化調整区域については、周辺の農地や集落地との環境上の調和に配慮しつつ、その形成に向けて、工業系機能を主体とした土地利用を促進することが必要です。



（3）地域のまちづくり目標

**賑わいと魅力を創出し、
多くの人々が交流する安心・便利な暮らしのあるまち**

本地域では、今住んでいる人たちが今後とも住み続けたいと思えるとともに、新たな居住者が移り住みたくなるような、町の中心核にふさわしい賑わいと魅力あるまちを目指します。また、人口の増加を想定し、新旧の町民や来街者との生き生きとした交流がある、安心、便利に暮らせるまちを目指します。

(4) 地域のまちづくり方針

行政が中心となり取り組むべき施策

東郷セントラル地区周辺の中心核の形成、白鳥地区の地域生活拠点の充実・改善のために

- ▶ 東郷セントラル地区の都市拠点では、広域的な集客機能を持つ商業施設や町役場等の既存公益施設の多様な都市機能が集約した町の中心核にふさわしい賑やかで魅力あふれ、最先端技術を活用した拠点の形成を図ります。さらに、町内外から多くの人を集客することから、町内の農産物等を商業施設で提供する、東郷ブランドの育成、PRの展開を推進します。



【東郷セントラル地区の商業施設イメージ】

(資料：令和2年7月10日三井不動産プレスリリース資料)

- ▶ 都市拠点のうち商業施設では、賑わい創出や集客だけでなく、住民票の交付や図書館窓口などの行政サービスを提供するとともに、町民活動の場としての広場の活用も検討します。また地域や民間事業者と連携し、町民の利便性の向上やコミュニティの形成による交流の活性化を目指します。
- ▶ 白鳥地区の地域生活拠点では、(都)愛知池線沿道を中心に、既存の商業施設等の集積を生かしながら、新たな生活利便施設の立地を促し、身近で利便性の高い商業地の形成を図るとともに、地区・世代間の人々の交流を促すコミュニティ施設の整備に対する支援や地域の子育て支援の拠点となる児童館等の充実を図ります。

面的整備地区や旧来からの市街地の市街地環境整備・維持のために

- ▶ 和合ヶ丘、白鳥、北山台地区の市街地では、幹線道路の沿道や主要な生活道路の沿道等を中心に、日常的な買い物ができる施設を誘導するため用途地域の見直しを検討し、小規模な店舗等の日常的な生活利便施設の立地を促します。
- ▶ 和合地区や傍示本地区の古くからの市街地や集落地では、通過交通が流入しないよう、周辺幹線道路の整備や交通規制等、適切な交通処理を推進するとともに、防災性の向上を図り、安全・安心な生活環境を形成します。また、社寺を中心とした社寺林や路地等による歴史的な風景や景観の維持・保全を図るとともに、傍示本地区のアバマキ等の古木・大樹の維持・保存活動を支援するための施策を検討します。
- ▶ 境川緑地については、魅力ある水辺環境として整備及び維持管理を図り、町民の憩いの場として整備を進めます。
- ▶ 中部地域の小学校・中学校においては、施設の長寿命化や人荷用エレベーターの改修等バリアフリー化を目的に老朽化した学校施設の整備を進めます。
- ▶ 消防団詰所長寿命化計画の策定により、老朽化が著しい消防団詰所の改修・建替えや耐震性貯水槽の新設、消防水利の整備、防災倉庫の改修・設置を進めます。

町内をネットワークする公共交通の利便性の維持・改善のために

- ▶ 東郷セントラル地区内のバスターミナルの整備に伴い、今後は路線やダイヤ設定、近隣市との連携等、東郷町巡回バスの利用しやすい環境づくりを進めていきます。また、誰にでも使いやすい車両や施設（バス停等）の改善を図るとともに、バリアフリー化を進めます。
- ▶ 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した新たな取組を検討します。
- ▶ 歩行者が安全に安心して通行できるよう歩道の整備や歩道での段差解消を図るとともに、春木川を利用したウォーキングロードの整備を進めます。
- ▶ ボトルネック交差点等の改善や道路舗装の修繕を計画的に進めます。



【春木川】

住居系・工業系新市街地候補ゾーン実現化のために

- ▶ 北部の白鳥地区・和合ヶ丘地区と中央部の和合地区との間の市街化調整区域においては、南北市街地の一体化を図るとともに、地域の活性化に資する、新たな居住者の受け皿となるような住宅地の形成を計画的に進めます。
- ▶ 町役場東側の春木字申下、春木字東羽根穴等の市街化調整区域については、(都)名古屋春木線沿道を中心に、周辺の住宅系市街地と一体となった住宅地の形成を計画的に進めます。
- ▶ 北山地区工業集積地周辺等の市街化調整区域においては、企業に対する情報提供や優遇措置等を検討し、東郷町全体での目標年次における工業系市街地の規模等を勘案しながら、周辺の農地や集落地との環境上の調和に配慮し、計画的に工業系機能を主体とした土地利用を促進します。

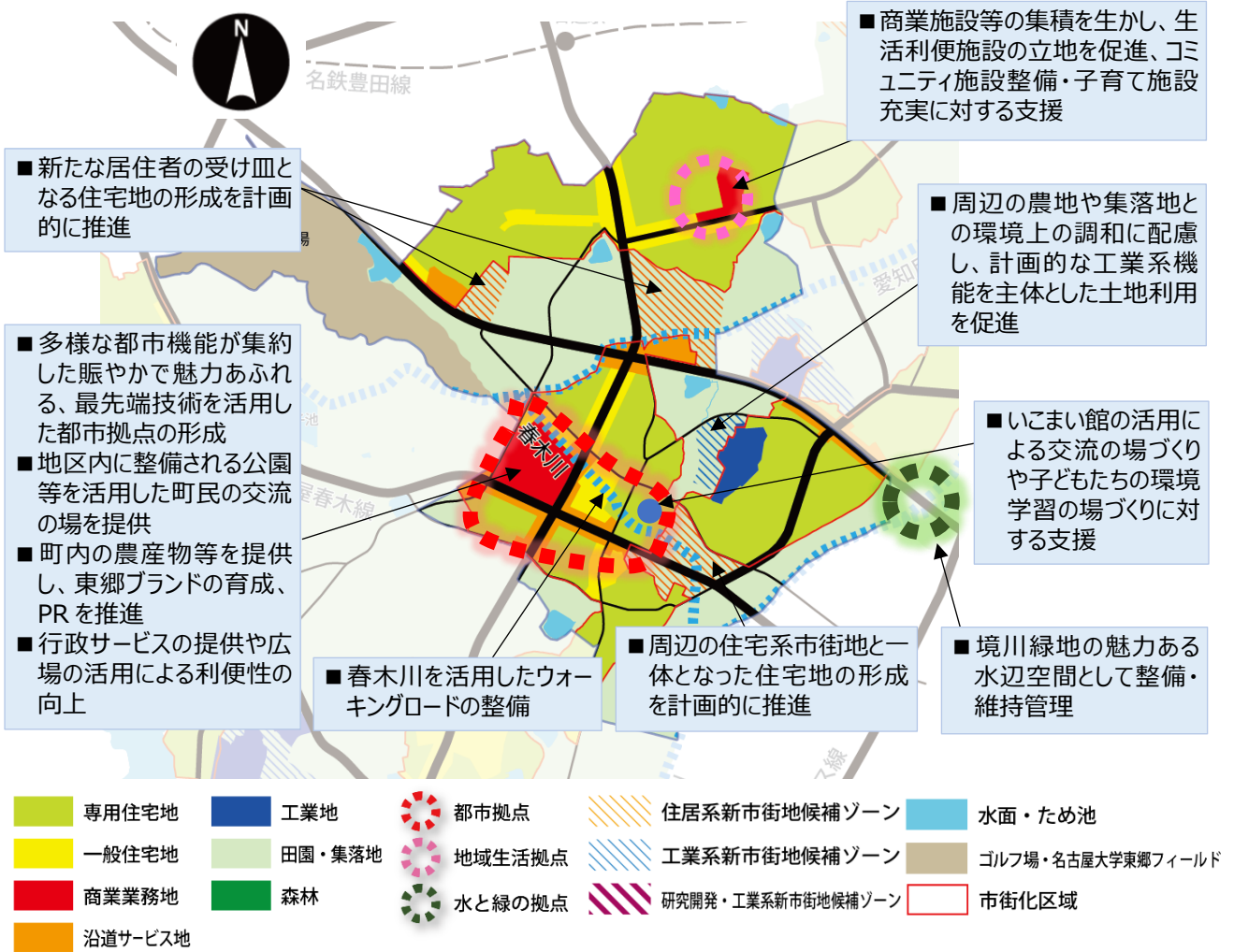
地域の町民等による取組に対する支援

- いこまい館を活用し、町民活動団体・ボランティア団体の交流の場づくりや子どもたちが環境について学ぶ場づくりに対する支援等を進めます。
- 面的整備がなされた市街地では、良好な居住環境の維持・保全に向け、地区の特性に応じたまちづくりルールの検討・策定等の地区の町民等が主体となった取組を支援するとともに、空き家発生予防のため、住み替えを促す施策を検討します。
- 古くから地域に暮らす人と新たな町民との交流やふれあいを促進していくためには、地域固有のお祭りや催事等を通じ、地域コミュニティの維持・活性化が重要であることから、現在行われている町民主体の活動を支援します。
- こうした活動や町民同士のふれあい活動の場として活用されている広場や空地等が今後も利用できるよう、町民等とともに、適正な維持管理に努めます。
- 今後整備・改修される広場や公園、共用スペース等については、民間や NPO 法人等による管理運営も視野に入れ、町民の交流や地域情報の発信、地域行事のお披露目の場として活用できるよう支援します。



【いこまい館】

【中部地域のまちづくり方針図】



【地域全体】

土地利用

- 幹線道路や主要な生活道路の沿道等を中心に、日常的な買い物ができる施設を誘導するため用途地域の見直しを検討し、小規模な店舗等の日常的な生活利便施設の立地を促進
- 面的整備がなされた市街地では、地区の特性に応じたまちづくりルールの検討・策定等の地区の町民等が主体となった取組を支援するとともに、空き家発生予防のため、住み替えを促す施策を検討
- 歩行者が安全に安心して通行できるよう歩道の整備や歩道での段差解消

公園緑地

- 社寺を中心とした社寺林や路地等による歴史的な風景や景観の維持・保全を図るとともに、古木・大樹の維持・保存活動を支援するための施策を検討

道路・公共交通

- 通過交通が流入しないよう、周辺幹線道路の整備や交通規制等、適切な交通処理を推進
- 巡回バスの利用しやすい環境づくり、誰にでも使いやすい車両や施設（バス停等）の改善を図るとともに、バリアフリー化を推進
- 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した取組を検討

その他

- 中部地域の小学校・中学校では施設の長寿命化や人荷用エレベーターの改修等バリアフリー化を目的に老朽化した学校施設を整備
- 消防団詰所の改修・建替えや耐震性貯水槽の新設、消防水利の整備、防災倉庫の改修・設置

4-3 西部地域

(1) 地域の概況

西部地域の概況

- 本地域は、町域の西部に位置し、祐福寺、部田、白土、春木台、西白土、部田山、清水の各行政区で構成されています。

西部地域の人口推移

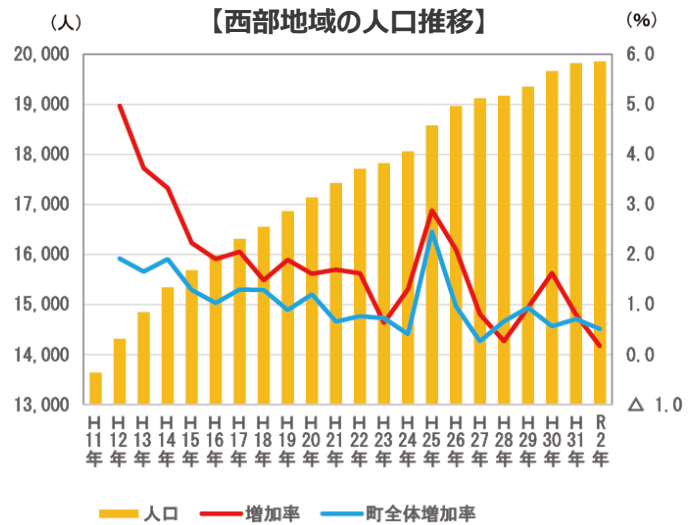
- 人口は令和2年3月末時点で19,855人で、3地域のうちで最も多い人口を擁しています。人口動向は、一貫して増加傾向にあり、町全体の増加率を上回っています。

行政区別の人口推移

- 行政区域別の人口では、部田山・清水地区が最も多く、人口増加も顕著です。平成24年に清水地区が部田山地区から分割し新設されました。その他白土、春木台地区が増加傾向にありますが、祐福寺、部田、西白土地区の人口は大きな変化がありません。

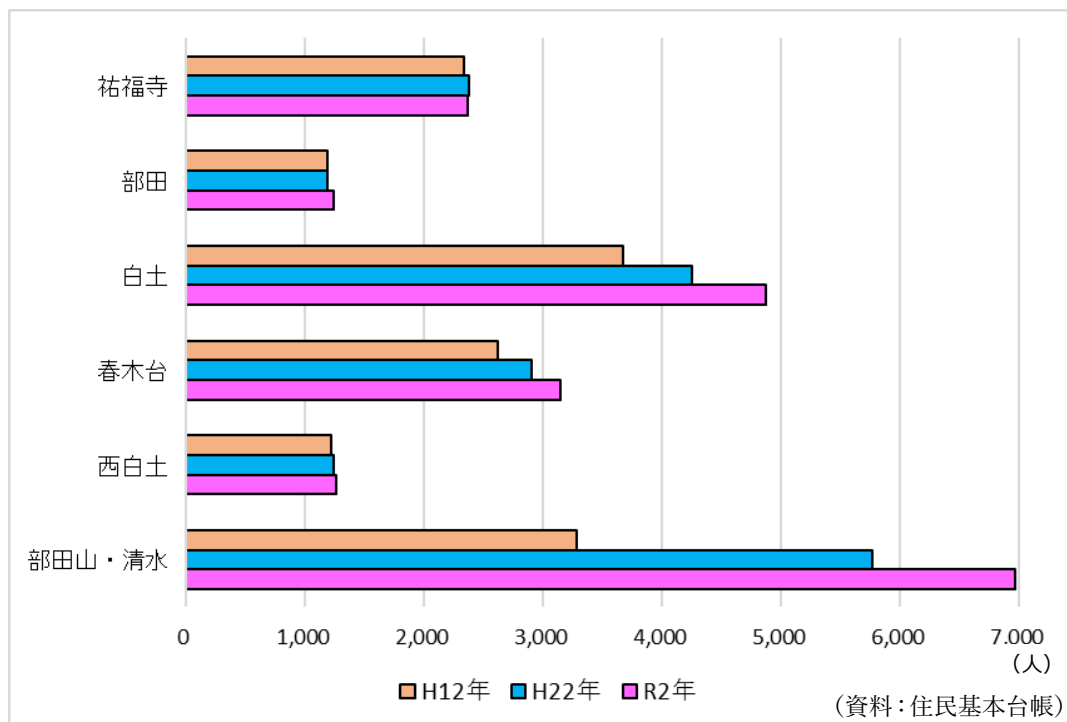
土地利用状況・交通状況等

- 市街化区域は地域の約34%で、地域の約3分の2は市街化調整区域となっています。
- 市街化区域内には子育て施設やコンビニ等が立地しており、バス路線も比較的きめ細かく整備されていますが、市街化調整区域でのバスサービスは限られています。
- 西側市街化区域は、名古屋市と接する形で市街地が連担しています。

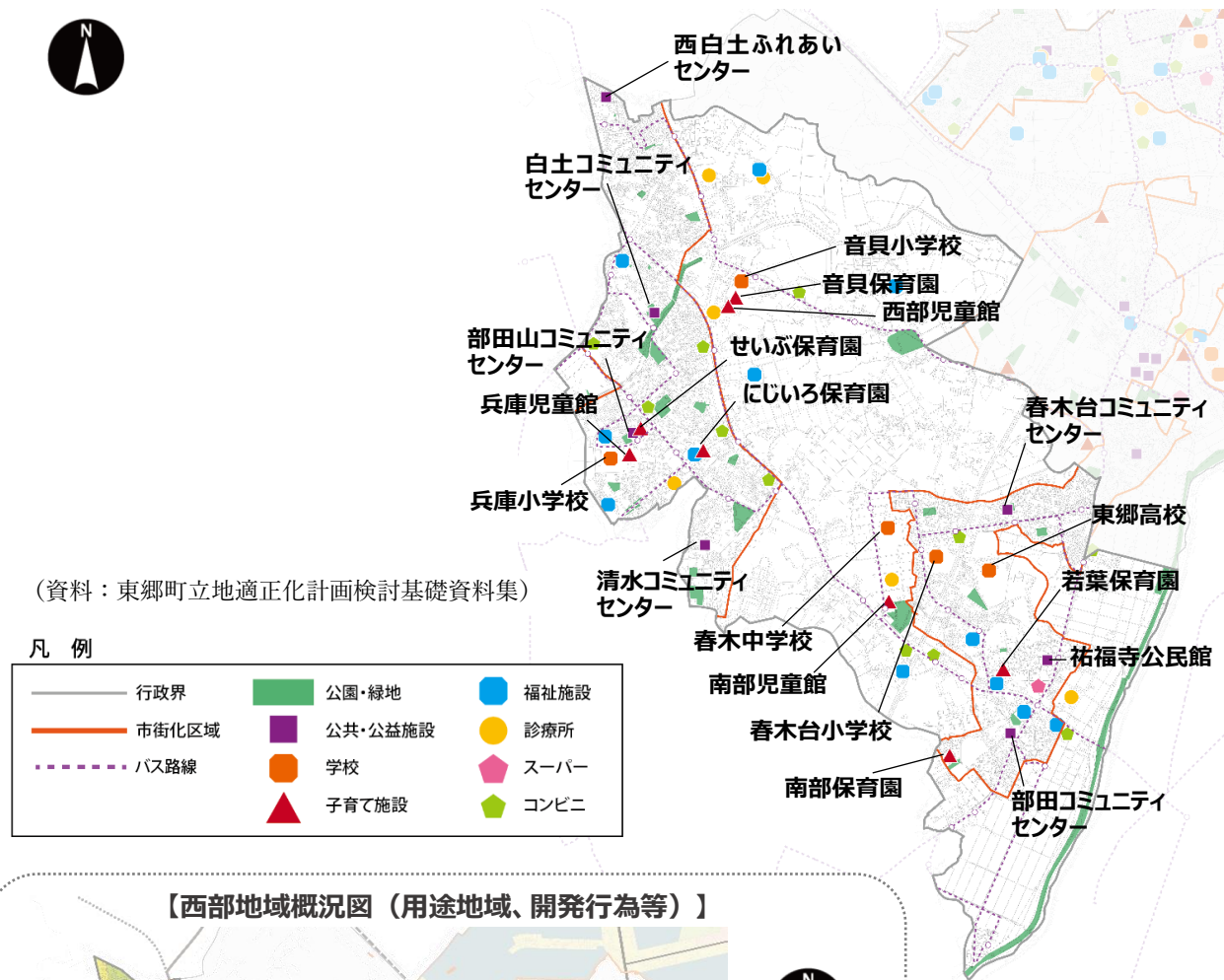


(資料：住民基本台帳)

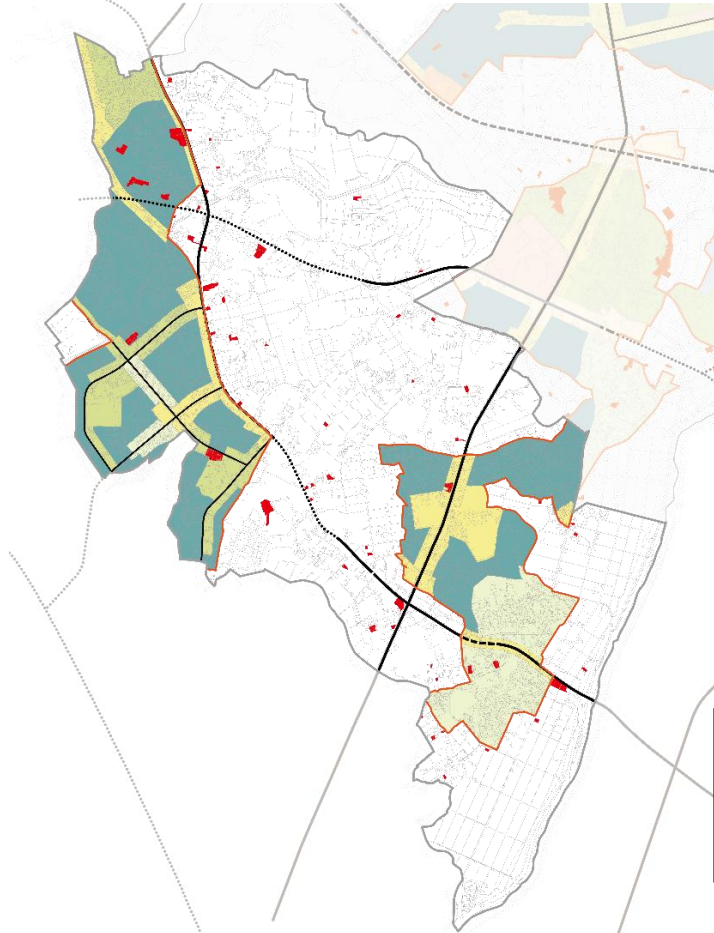
【行政区別の人口推移】



【西部地域概況図（主要施設の分布）】



【西部地域概況図（用途地域、開発行為等）】

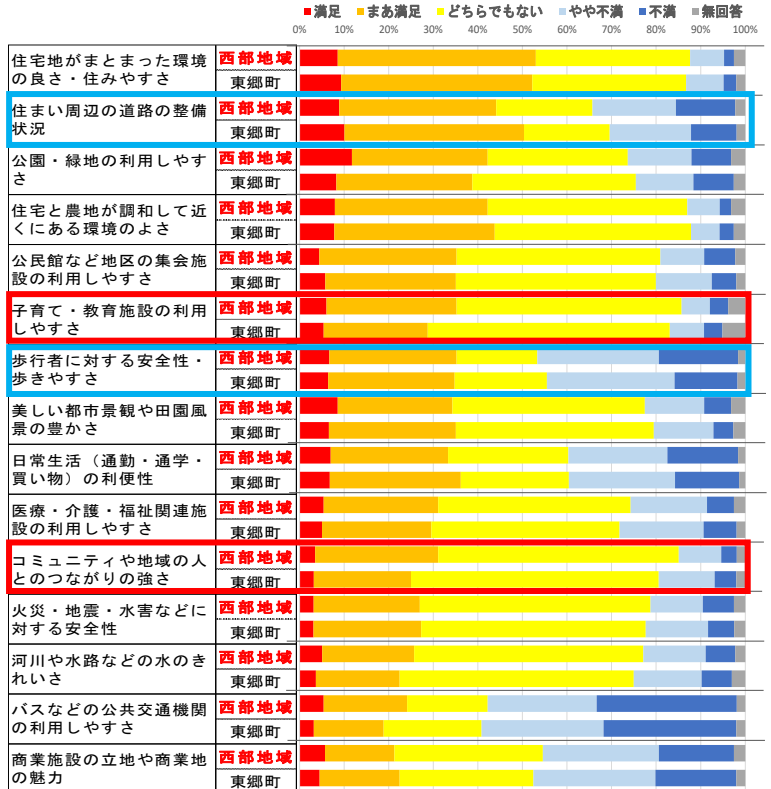


お住まいの地区の日常の暮らしやすさや周りの環境について

- 町全体に比較して、「子育て・教育施設の利用しやすさ」、「コミュニティや地域の人とのつながりの強さ」で満足度が高い。
- 町全体に比較して、「住まい周辺の道路の整備状況」、「歩行者に対する安全性・歩きやすさ」で不満度が高い。

町全体に比較して満足度が高い項目
町全体に比較して不満度が高い項目

Q:【お住まいの地区の日常の暮らしやすさや周りの環境について】

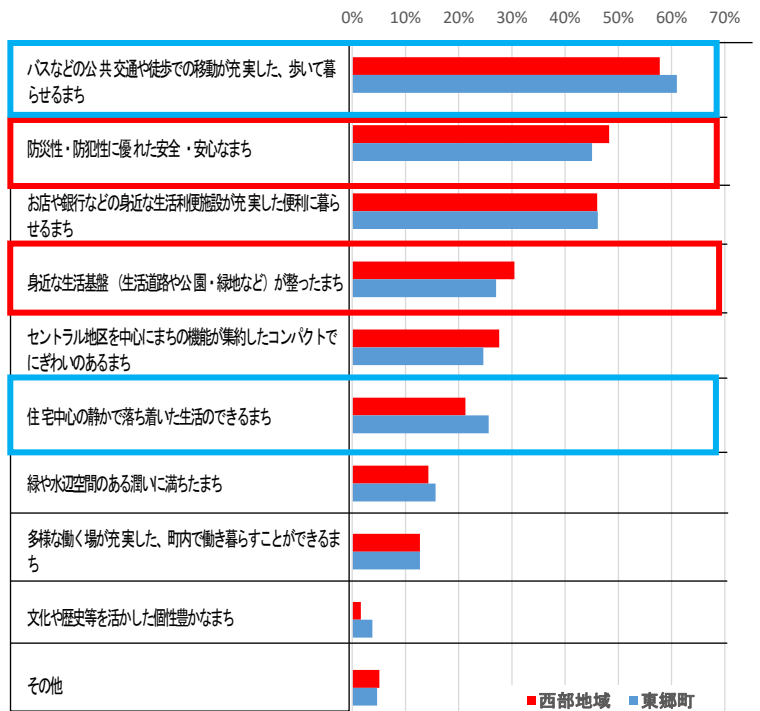


Q:【東郷町のこれからのまちづくりについて】

東郷町のこれからのまちづくりについて

- 町全体に比較して、「防災性・防犯性に優れた安全・安心なまち」、「身近な生活基盤（生活道路や公園・緑地など）が整ったまち」を重視する回答が多い。
- 町全体に比較して、「バスなどの公共交通や徒歩での移動が充実した、歩いて暮らせるまち」、「住宅中心の静かで落ち着いた生活のできるまち」が少ない。

町全体に比較して重視する回答が多い項目
町全体に比較して重視する回答が少ない項目



※各設問における東郷町全体の数値との比率を計算し、上位・下位各2つを抽出

町全体に比較して防災・防犯での安全・安心なまちづくり、身近な生活基盤施設整備への要望があります。

地域の優れた点・魅力、守るべき資源

- 祐福寺や浅間神社等豊富な歴史資源を有している。
- 人と人のつながりが強く、一斉清掃やお祭り、老人クラブのイベント等多くのコミュニティ活動が行われている。

地域での問題、課題

- 通過交通が多く危険、渋滞が多い、道路が狭く歩道が確保されていない等の生活道路の環境について。
- 路線バスの本数が少なく公共交通の便が悪い、スーパーが少ない等日常生活の利便性。
- 空き地等の管理が不十分なところがあり除草が必要。

地域がめざす方向

- 生活環境 ▶ 車がなくても日常生活に困らない、文化的・衛生的な環境整備、防犯・防災上の問題対応等
- 地域資源 ▶ 高齢者や若者が利用できる公園整備、安全に利用できる公園、自治会と神社の適正な関係等
- 交通・移動 ▶ 公共交通機関の充実、バスの路線再編、道路の整備（拡幅、県道の渋滞解消、歩行者の安全確保）等
- 地域活動 ▶ 新しい町民と前からの町民との協力・つながり強化、自治会の高齢化への対応、公園の適正管理（地域と行政との役割）等
- その他 ▶ 空き地の有効利用等

まちづくりのアイデア

- 生活環境 ▶ 下水・側溝の整備等
- 地域資源 ▶ ベンチ設置、環境整備等
- 交通・移動 ▶ 交通危険マップの作成、きめ細かい巡回バス等のルート設定、ノーカーデーの実施、周辺自治体との交通連携、高齢者タクシーの活用等
- 地域活動 ▶ 世代間交流・イベントの工夫、コミュニティの場の充実、人手のかからないイベント（マルシェ等）の実施等
- その他 ▶ 空き地の活用（教育の一環で農業実施、地域の駐車場として活用）等

地域にとって大切なまちづくりのキーワード

- 住みやすく快適な住環境
- 利便性の高い都市環境（買い物、通院、用事等）
- コミュニティの繋がり
- 地域固有の歴史・文化的資源（社寺）

地域のまちづくりの主な目標について

- 人と人のつよいつながり
- コミュニティの繋がりを大切にする年代の差が大きくなっている
- 住み良い町
- 繋げよう「安全、安心、快適」な街
- 安心安全なまち
- 東郷町で一番きれいな地域
- 老後、車がなくても住める町
- 老若男女が居心地の良い環境へ

(2) 地域のまちづくり課題

自然環境や文化資源の保全と活用

- 祐福寺地区、部田地区、白土地区の古くからの市街地では、祐福寺を始め数多くの社寺が立地しており、また、市街地内外に関わらず大小様々なため池もみられ、これらの周辺には緑豊かな樹林地も残されています。こうした本地域ならではの自然環境や文化資源を生かしながら、本地域の魅力を高めていくことが必要です。



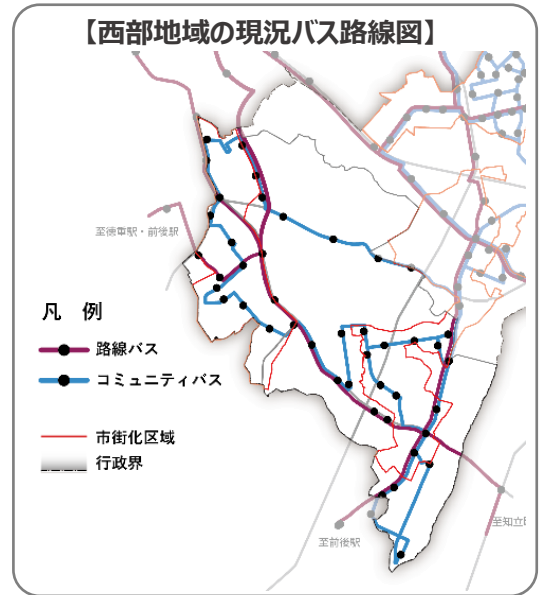
多様な市街地や集落の環境整備

- 部田山地区や祐福寺地区について、商業施設等の日常的な生活サービス機能の維持・充実による地域生活拠点の形成を図ることが必要です。
- 面的整備がなされた部田山地区等の市街地においては、若い世代を中心に人口が大きく増加する傾向がみられます。こうした増加する町民の暮らしを支えるとともに、祐福寺地区及び部田地区の古くからの市街地等人口の停滞が進む地区の町民が今後も安心して暮らし続けることができるためには、地域生活拠点として位置付けた部田山地区や祐福寺地区を中心に、町民の暮らしを支えるような生活環境の充実・改善を図ることが必要です。
- 祐福寺地区、部田地区、白土地区等の古くからの市街地や集落地では、基盤施設が未整備な地区がみられます。こうした市街地や集落地においては、通過交通の排除等の交通面の安全性に加え、防災面での安全性の向上等により、町民が安全で安心して生活できるまちづくりを進めることが必要です。
- 市街地内には空地が多く、良好な市街地環境の形成のために、これらの適正な管理と有効利用が必要です。



公共交通、快適に移動できる交通環境の維持・改善

- 祐福寺地区、部田地区、白土地区の市街化調整区域に多くの集落地が点在しており、これらの地区を始め、春木台地区等の市街地においても、バスサービスが十分でなく、公共交通利便性の向上が求められています。今後は、バスを始め、徒歩や自転車等により地域内の主要施設等へのアクセス利便性を高める等、自動車を運転できない高齢者を始め誰もが安心して移動できるような公共交通環境の維持・改善を図ることが必要です。
- 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した取組を検討する必要があります。

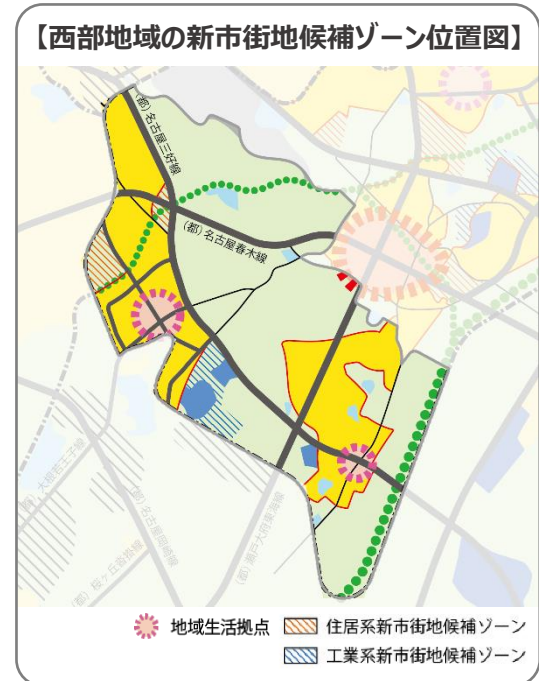


地域を支えるコミュニティの維持

- 人と人とのつながりが強く、コミュニティ活動が盛んな地域であり、これらに対するソフト・ハードのより一層の支援が必要です。

新市街地候補ゾーン実現化の検討

- 住居系新市街地候補ゾーンとして位置付けた春木字藤坂等の市街化調整区域については、今後の住宅地需要や面的整備に向けた事業熟度等を踏まえながら、計画的に住宅地形成を図ることが必要です。
- 工業系新市街地候補ゾーンに位置付けた東郷町工業団地周辺の市街化調整区域については、周辺の農地や集落地との環境上の調和に配慮しつつ、その形成に向けて、工業系機能を主体とした土地利用を促進することが必要です。



(3) 地域のまちづくり目標

自然・文化を通じた多世代交流と
安全・快適な暮らしのあるまち

本地域では、地域固有の自然資源や文化資源を通じて本地域に移り住んだ若い人たちから高齢者までが交流し繋がりを育むことができるまちを目指します。こうした地域資源を活用した魅力の向上やコミュニティの形成にあわせ、交通環境の改善等の都市整備を進め、安全・快適に暮らすことができるまちを目指します。

(4) 地域のまちづくり方針

行政が中心となり取り組むべき施策

地域固有の自然環境や文化資源の保全と活用のために

▶ 茶苦煎池や千子池、今池等規模が大きいため池については、周辺に残る樹林地を含め魅力ある親水性のある水辺環境としての維持・保全及び耐震化を図り、緑や生きもの等の自然にふれあうことのできる場や町民の憩いの場として活用を図ります。

▶ 祐福寺地区を始め、社寺等の文化資源が多く残る古くからの市街地においては、伝統的な風景の保全・継承を図ります。



【富士浅間神社】

▶ 貴重な都市内緑地として、町民に親しまれ、歴史を感じさせる祐福寺、富士浅間神社等の社寺林の保全に努めるとともに部田地区のクロガネモチ等の古木・大樹の維持・保存活動を支援します。

▶ 境川周辺に広がるまとまった農地については、農地集積・農地集約を利用した大区画化の推進を図り、虫食的な開発の抑制を図るとともに、豊かな自然景観と農地の保全を図ります。

面的整備地区や古くからの市街地や集落等、多様な市街地や集落の環境整備のために

▶ 部田山地区の(都)藤坂清水線と(都)兵庫三ツ池線の交差点周辺では、各種公共公益施設や商業施設等の集積を生かし、地域生活拠点として新たな生活利便施設の立地を促すとともに、地区・世代間の人々の交流を促すコミュニティ施設の整備に対する支援や地域の子育て支援の拠点となる施設の充実を図ります。

▶ 祐福寺地区では、(都)名古屋三好線沿道の立地条件を生かし、日常的な生活サービス施設の立地による地域生活拠点の形成を図ります。

▶ 祐福寺地区、部田地区等の基盤施設が未整備な地区を中心に、生活道路の整備による通過交通の排除や行き止まり道路の解消等により、交通環境の安全性の向上や、市街地の防災性の向上を図ります。

▶ 白土地区では地区計画を活用し、狭あい道路解消のため、引き続き生活道路の整備を進めます。

▶ 市街地内に分布する空き地の適正管理により良好な市街地環境の形成を図ります。

▶ 未整備公園・緑地については、協働による地域密着型の計画・整備を進め、子どもから高齢者までが楽しめる施設を整備します。

▶ 西部地域の小学校・中学校においては、施設の長寿命化や人荷用エレベーターの改修等バリアフリー化を目的に老朽化した学校施設の整備を進めます。

▶ 消防団詰所長寿命化計画の策定により、老朽化が著しい消防団詰所の改修・建替えや消防水利の整備、防災倉庫の改修・設置を進めます。

きめ細かくサービスする公共交通、快適に移動できる交通環境の維持・改善のために

- ▶ 路線やダイヤ設定、近隣市との連携等、東郷町巡回バスの利用しやすい環境づくりを進めます。また、高齢者を始め誰もが使いやすい車両や施設（バス停等）の改善を図るとともに、バリアフリー化を進めます。
- ▶ 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した新たな取組を検討します。
- ▶ 歩行者が安全に安心して通行できるよう歩道の整備や歩道での段差解消を図るとともに、愛知用水等の水と緑の環境軸を中心に愛知用水の管理用道路を利用した歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。
- ▶ ボトルネック交差点の改善や道路舗装の修繕を計画的に進めます。

地域を支えるコミュニティの維持のために

- ▶ 地域固有のお祭りや催事を含めた伝統文化の活動や町民同士のふれあい活動の場として活用されている広場や空地等が今後も利用できるよう、町民等とともに、適正な維持管理に努めます。

住居系・工業系新市街地候補ゾーン実現化のために

- ▶ 春木字藤坂等の既存市街化区域や幹線道路に囲まれた市街化調整区域においては、東郷町全体での目標年次における住居系市街地の規模等を勘案しながら、新たな居住者の受け皿となるような住宅地の形成を計画的に進めます。
- ▶ 東郷町工業団地を含む市街化調整区域においては、周辺の農地や集落地との環境上の調和に配慮しつつ、工場や物流施設等新たな産業立地による土地利用を促進します。

地域の町民等による取組に対する支援

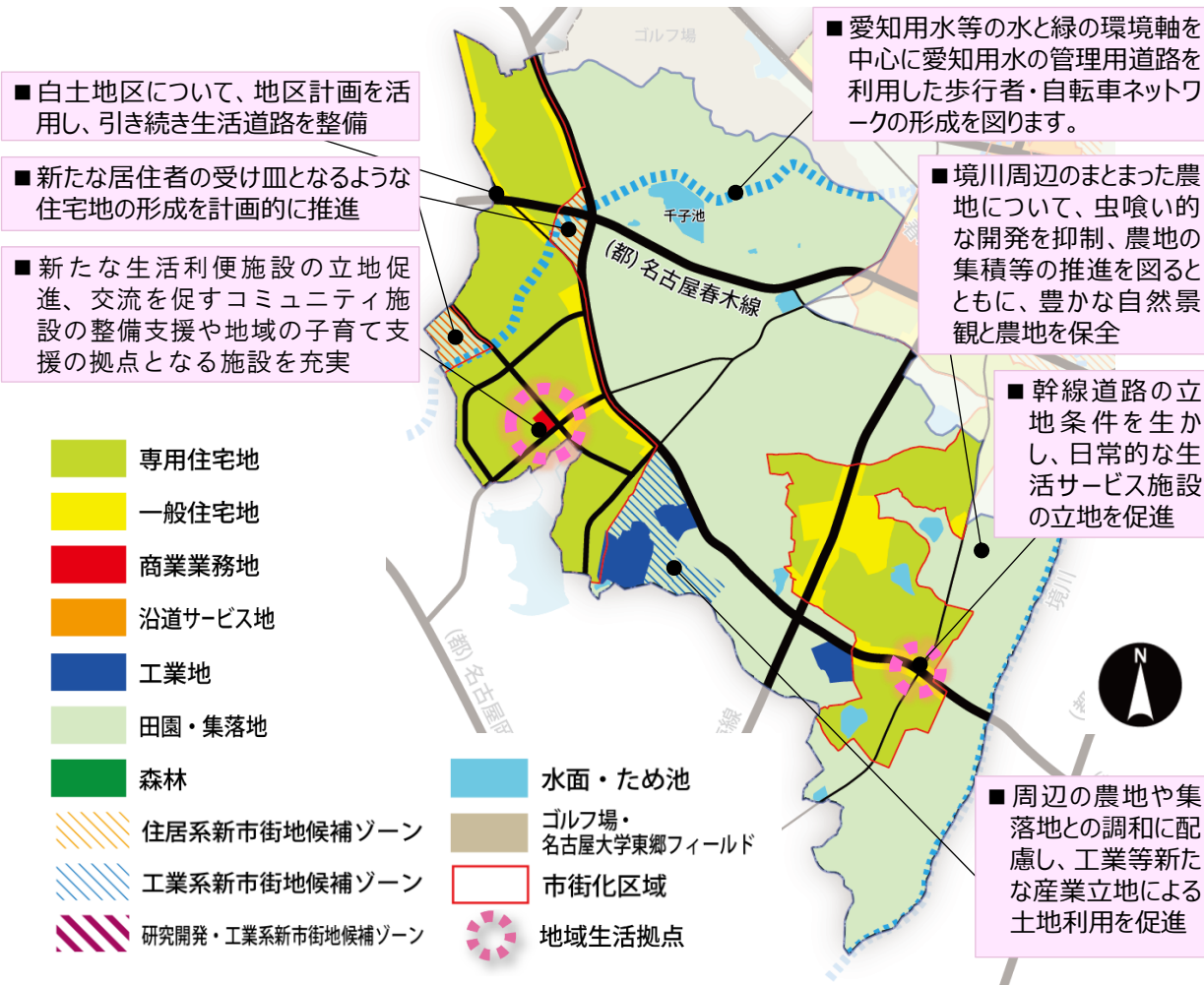
- ▶ 地域内に残る緑地の維持・保全、市街化調整区域における農地保全を図るため、ため池を活用した自然にふれあうことのできる場の提供等、町民等が主体となった緑づくりや農地保全に関する取組を支援します。また、地域の担い手となる農業者の育成や受け入れを支援します。
- ▶ 地域固有のお祭りや催事を含めた伝統文化を保全していくためには、それを支えてきた地域コミュニティの維持・活性化が重要であることから、現在行われている町民主体の活動を支援します。



【農業者の育成を行う、
とうごう農学校の様子】

- ▶ 町民による空地の管理・活用により、旧来からの居住者、新たに転入した居住者、外国人居住者との交流、子どもを中心としたコミュニティ活動等、多様な交流活動の取組を支援します。
- ▶ 今後整備・改修される広場や公園、共用スペース等については、民間や NPO 法人等による管理運営も視野に入れ、町民の交流や地域情報の発信、地域行事のお披露目の場として活用できるよう支援します。

【西部地域のまちづくり方針図】



【地域全体】

土地利用

- 規模が大きなため池については、親水性のある水辺環境として維持・保全や耐震化を図り、自然にふれあうことのできる場や町民の憩いの場として活用
- 社寺を始めとする文化資源が多く残る古くからの市街地においては、伝統的な風景を保全・継承
- 市街地内の空地の適正管理により良好な市街地環境の形成を図る

公園緑地

- 未整備公園・緑地については、協働による地域密着型の計画・整備を進め、子どもから高齢者までが楽しめる施設を整備
- 祐福寺等の社寺林の保全に努めるとともに、部田地区のクロガネモチ等の大樹の維持・保存活動を支援

道路・公共交通

- 基盤施設が未整備な地区を中心に、生活道路の整備による通過交通の排除や行き止まり道路の解消等の計画的な市街地整備により、交通環境の安全性の向上や、市街地の防災性を向上
- 巡回バスの利用しやすい環境づくり、誰にでも使いやすい車両や施設（バス停等）の改善を図るとともに、バリアフリー化を推進
- 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた新技術を活用した新たな取組を検討
- ボトルネック交差点の改善や道路舗装の修繕を計画的に推進

その他

- 現在行われている町民主体の活動を支援、活動の場としての広場や空地等を町民等とともに、適正に維持管理
- 地域の担い手となる農業者の育成や受け入れを支援
- 西部地域の小学校・中学校では、施設の長寿命化や人荷用エレベーターの改修等バリアフリー化を目的に老朽化した学校施設を整備
- 消防団詰所の改修・建替えや耐震性貯水槽の新設、消防水利の整備、防災倉庫の改修・設置
- 町民等が主体となった緑づくりや農地保全に関する取組を支援

地域別構想 地域ごとのまちづくり目標・方針の整理（まとめ）

		東部地域	中部地域	西部地域
全体構想のうち地域別構想で留意すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ■ 唯一、産業拠点としての位置付け ■ 米野木駅周辺地域を良好な住宅市街地及び研究開発・工業系新市街地としての整備を検討 ■ 住居系・工業系及び研究開発・工業系新市街地候補ゾーン ■ (都) 豊田知立バイパス線暫定供用区間 ■ (都) 豊田東郷線未整備区間・暫定供用区間 ■ (都) 御岳諸輪線、東郷三好線、日進三好線未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東郷セントラル地区の開発による都市拠点としての位置付け ■ 住居系・工業系新市街地候補ゾーン ■ (都) 豊田東郷線未整備区間 ■ (都) 国道 153 号バイパス線暫定供用区間 ■ (都) 名古屋春木線未整備区間・暫定供用区間 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住居系・工業系新市街地候補ゾーン ■ (都) 名古屋三好線未整備区間・暫定供用区間 ■ (都) 名古屋春木線未整備
町民アンケート結果		<ul style="list-style-type: none"> ■ 町全体に比較して、「日常生活（通勤・通学・買い物）の利便性」、「バスなどの公共交通機関の利用しやすさ」で不満度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町全体に比較して、「コミュニティや地域の人とのつながりの強さ」、「公民館など地区の集会所の利用しやすさ」で不満度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町全体に比較して、「住まい周辺の道路の整備状況」、「歩行者に対する安全性・歩きやすさ」で不満度が高い。
第3回まちづくり会議の意見	大切だと思うキーワード※1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住みやすく快適な住環境（14点） ■ 利便性の高い都市環境（10点） ■ 地縁・コミュニティの繋がり（10点） ■ 豊かな自然環境（9点） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利便性の高い都市環境（12点） ■ 住みやすく快適な住環境（7点） ■ 豊かな自然環境（6点） ■ どこへ行くにも便利な公共交通（4点） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住みやすく快適な住環境（10点） ■ 利便性の高い都市環境（7点） ■ 地縁・コミュニティの繋がり（7点） ■ 地域固有の歴史・文化的資源（6点）
	まちづくり目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い年代が支え合い、コミュニティを形成する等の意見が多い。 【回答の一例】 ※類似した趣旨の回答はまとめて記述しています ▶ 安心安全な移動の確保 ▶ 中高齢者を地域で支えるコミュニティづくり ▶ 地域資源を活用したまちづくり ▶ 幼児から老人まで自家用車なしで暮らせるまち 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東郷セントラル地区の拠点に関するキーワードとともに、安心安全を目標とする意見が多い。 【回答の一例】 ※類似した趣旨の回答はまとめて記述しています ▶ 豊かな自然を守り、セントラル地区を中心に子ども、高齢者が安全に暮らせる地域 ▶ 安心安全に暮らせるまちづくり ▶ 笑顔で集う明るいまち 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住みやすい環境、コミュニティの繋がり、安全安心に関する意見が多い。 【回答の一例】 ※類似した趣旨の回答はまとめて記述しています ▶ 人と人の強いつながり ▶ 住み良い町、老若男女が居心地の良い環境 ▶ 繋げよう「安全、安心、快適」な街づくり ▶ 老後、車がなくても住める町 等
まちづくり目標の見直しの視点		<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業活力のキーワードは残しつつ、町民アンケートやまちづくり会議のご意見を踏まえ、「快適な住環境」や「交通環境の改善」といったキーワードを加えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市拠点である東郷セントラル地区の整備が進んでいることから、「賑わい、魅力、便利」といったキーワードを加えます。一方でまちづくり会議のご意見を踏まえ、「安心」も明記します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域のニーズが高い「交通環境の改善」「安全」といったキーワードを加えます。また本地域の強みである「人々の交流（コミュニティ）」といったキーワードも明記します。

本計画における地域別まちづくり目標	<p>豊かな自然と新たな産業活力が調和した 誰もが快適に暮らせるまち</p> <p>本地域では、愛知池周辺に広がる森林等を始め豊かな自然を守り、育み、活用しながら、新たな産業による活力や住みよい環境の創出を目指します。また、交通環境の改善等に取り組み、高齢者を始め誰もが快適に暮らしやすいまちを目指します。</p>	<p>賑わいと魅力を創出し、多くの人が交流する安心・便利な暮らしのあるまち</p> <p>本地域では、今住んでいる人たちが今後とも住み続けたいと思えるとともに、新たな居住者が移り住みたくなるような、町の中心核にふさわしい賑わいと魅力あるまちを目指します。また、人口の増加を想定し、新旧の町民や来街者との生き生きとした交流がある、安心、便利に暮らせるまちを目指します。</p>	<p>自然・文化を通じた多世代交流と安全・快適な暮らしのあるまち</p> <p>本地域では、地域固有の自然資源や文化資源を通じて本地域に移り住んだ若い人たちから高齢者までが交流し繋がりを育むことができるまちを目指します。こうした地域資源を活用した魅力の向上やコミュニティの形成にあわせ、交通環境の改善等の都市整備を進め、安全・快適に暮らすことができるまちを目指します。</p>
地域のまちづくり方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 愛知池や田園景観等の自然環境の保全と既存市街地との調和のために ● 諸輪地区等の市街化区域内の市街地環境整備・維持のために ● 旧来からの市街化調整区域内集落の生活環境・コミュニティの維持のために ● 広域的交通体系と身近な交通環境の整備推進のために ● 住居系及び研究開発・工業系新市街地候補ゾーン実現化のために 	<ul style="list-style-type: none"> ● 東郷セントラル地区周辺の中心核の形成、白鳥地区の地域生活拠点の充実・改善のために ● 面的整備地区や旧来からの市街地の市街地環境整備・維持のために ● 町内をネットワークする公共交通の利便性の維持・改善のために ● 住居系・工業系新市街地候補ゾーン実現化のために 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域固有の自然環境や文化資源の保全と活用のために ● 面的整備地区や古くからの市街地や集落等、多様な市街地や集落の環境整備のために ● きめ細かくサービスする公共交通、快適に移動できる交通環境の維持・改善のために ● 地域を支えるコミュニティの維持のために ● 住居系・工業系新市街地候補ゾーン実現化のために

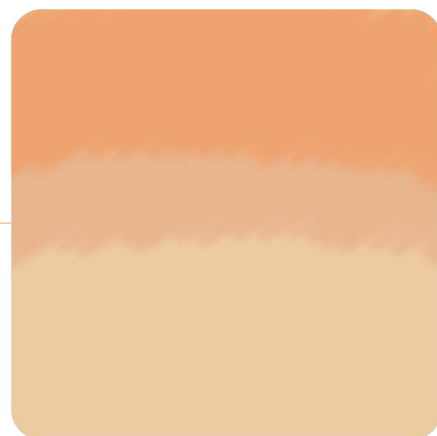
※1：第3回まちづくり会議において「大切だと思うキーワード」は大切だと思う順に選択する設問となっており、「最も大切」= 3点、「2番目に大切」= 2点、「3番目に大切」= 1点として点数化した結果をカッコ書きしている。

第5章

計画の実現に向けて

5-1 都市計画マスタープランの進捗管理と見直し

5-2 町民・事業者等・行政の連携



第5章 計画の実現に向けて

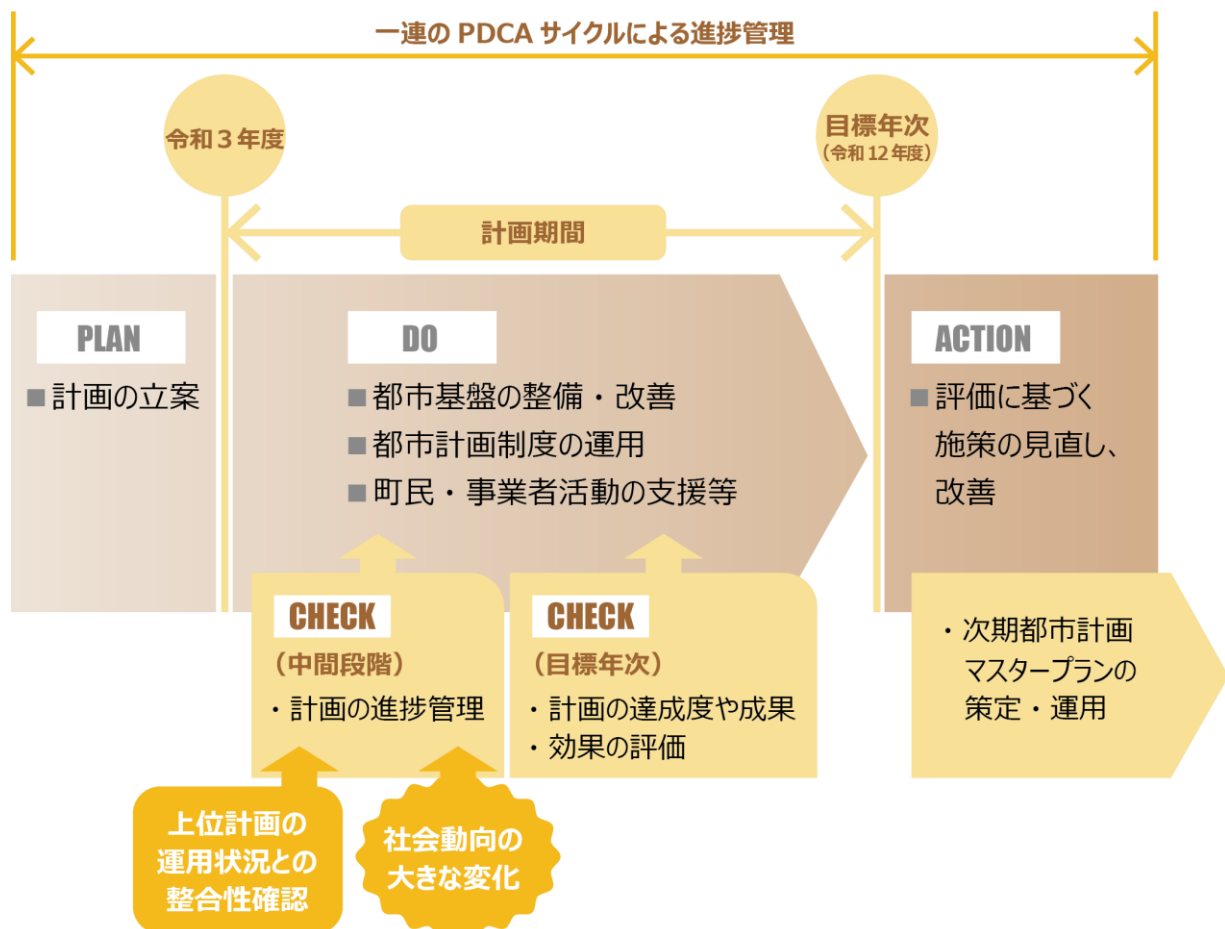
5-1 都市計画マスタープランの進捗管理と見直し

本計画を着実に推進していくため、施策の実施状況や実績・成果とともに上位計画や立地適正化計画の運用との整合性等を確認しながら、PDCA サイクル（P=PLAN、D=DO、C=CHECK、A=ACTION）による進捗管理を行い、目標年次の中間段階でも必要に応じて施策の見直しや改善を図っていきます。目標年次である令和12年度（2030年度）が近づく時期には本計画の総合的な達成状況や成果・効果の評価を行い、次期計画へと反映していきます。

また、本計画策定改定の令和2年には、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）*の影響等による働き方や生活様式に変化がみられました。さらに今後は地球温暖化の進展、自然災害の発生により、社会活動にも大きな変化が起こる可能性や、AI（人工知能）・ビッグデータ活用等の技術の進展による社会的課題の解決力が飛躍的に向上する可能性等も考えられます。

そのような策定段階の見通しや想定に収まらない社会動向の変化が生じた場合には、必要に応じて本計画を見直す等、柔軟に対応していきます。

【PDCA サイクルによる進捗管理のイメージ】



5 - 2 町民・事業者等・行政の連携

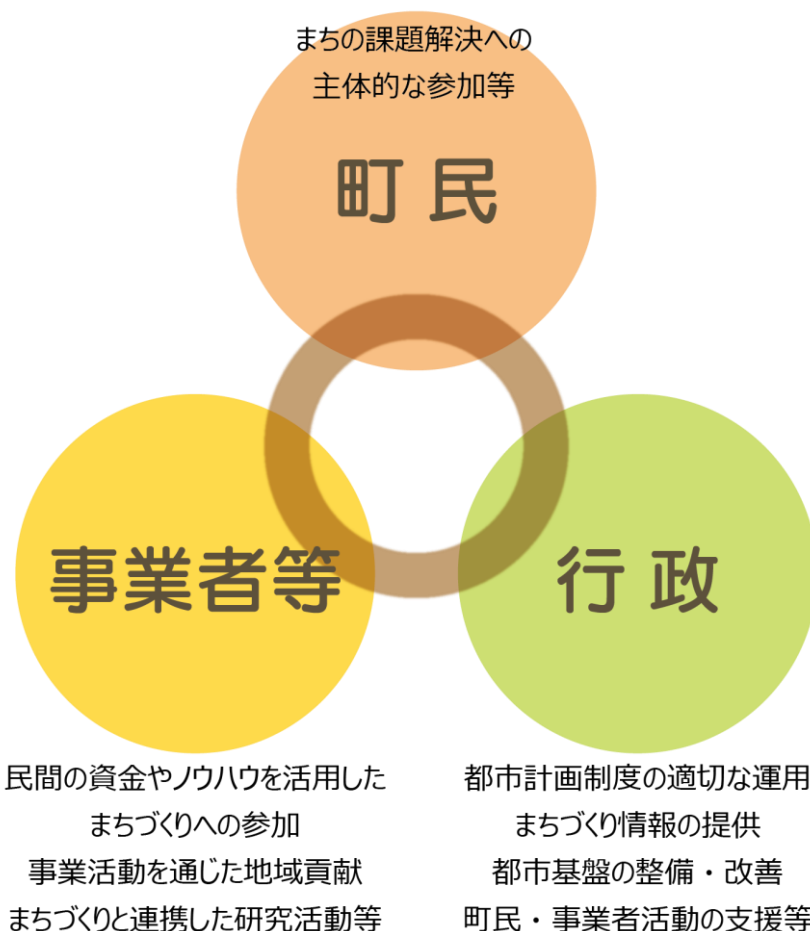
本計画を実現していくためには、町民や町民活動団体、事業者や研究機関等（以下「事業者等」という。）の様々な主体と行政がお互いの役割を明確にしつつ、連携して都市づくりを進めていくことが必要です。

行政は本計画における都市づくりの目標及び将来都市構造の実現に向け、都市整備の方針に示した今後の都市づくりの方向性を踏まえながら、都市計画制度を適切に運用・見直ししていくとともに、本町の骨格を形成する都市基盤の整備等を進めます。

また、これからのまちづくりは自分たちの住む地域の課題に対して主体的に取り組み解決していく、自律的なまちづくりを進めることが求められます。町民は個人あるいは団体等の活動を通じたまちづくりの一員としての役割を担います。行政は都市づくりに関する情報等をわかりやすく町民に提供するとともに、各種計画づくりへの参加機会の拡充を図ります。

さらに今後は基盤整備や公共施設・公共空間のマネジメントに民間の資本やノウハウを活用することによって、効率的で質の高い行政サービスを提供することが求められます。これによって事業者は経済活動の新たな市場を広げられ、町民としては、行政サービスの向上が期待でき、行政としては、行政コストの削減が期待できます。民間事業者には事業活動を通じて地域の価値や魅力を高めていくことも求められます。大学等の研究機関には、東郷町をフィールドとした研究を行うとともにその成果をまちづくりに活用する等まちづくりと連携した研究活動が求められます。

【町民、事業者等、行政の連携と役割分担のイメージ】



このような町民・事業者等・行政の多様な連携によってまちづくりを進めるため、日常生活やまちづくり活動のなかから出てくる様々な意見や考えによって浮かび上がる地域のまちづくり課題に対しては、

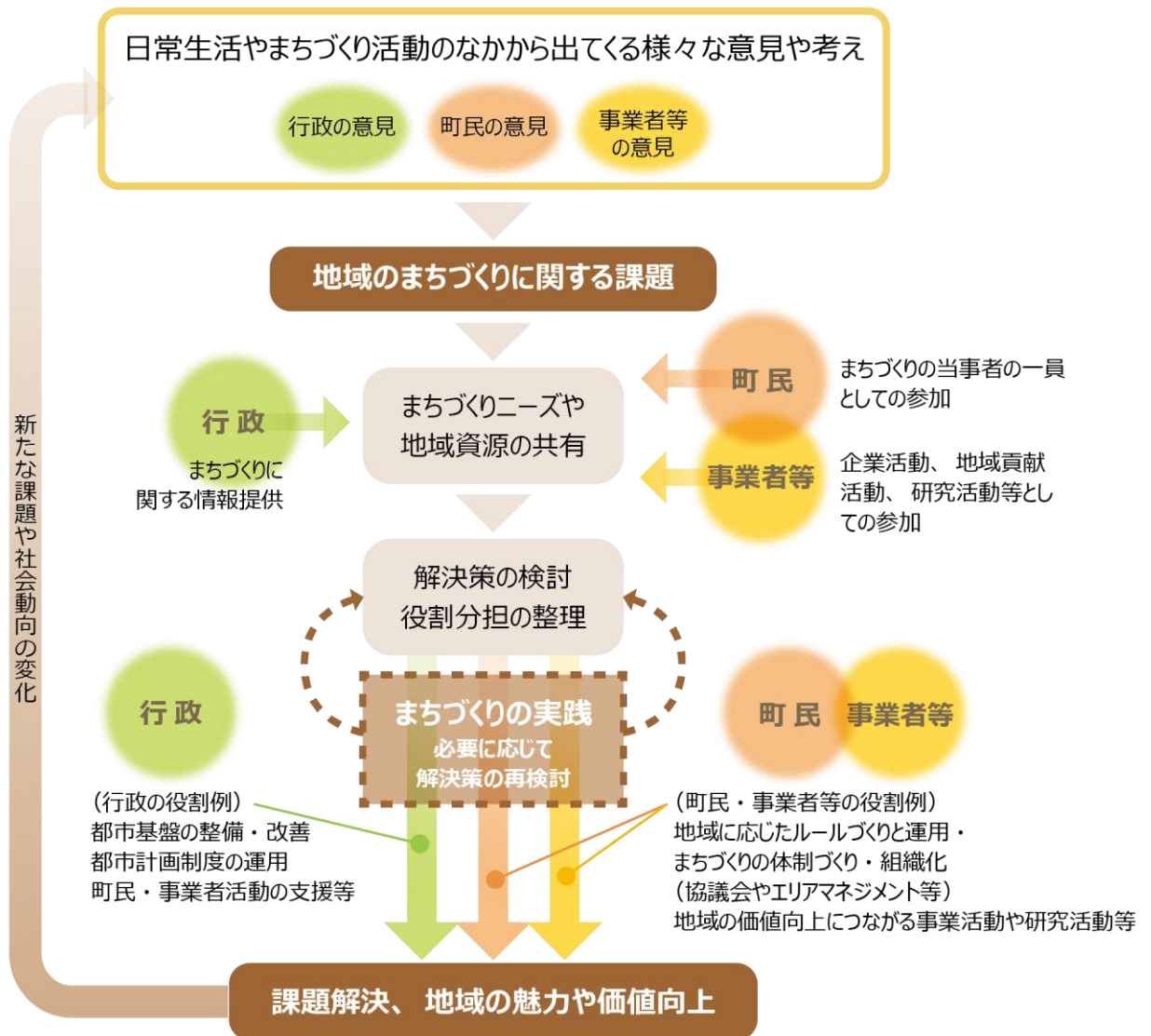
- ・行政と町民・事業者等がともにまちづくりのニーズや地域資源を共有する
- ・ニーズと地域資源に沿って解決策を検討し、その実現に向けた役割分担を整理する
- ・役割分担に基づきそれぞれの立場からまちづくり活動や事業・施策を実践する

といったプロセスが求められます。

実践段階で問題が生じたり状況が変わったりした場合には、解決策の検討段階に立ち戻って柔軟に見直しを図る姿勢も必要となります。

このようなプロセスを積み重ねていくことによって、地域のまちづくり課題が解決され地域の魅力や価値が向上するだけでなく、町民や事業者等が主体的に地域づくりを担っていくことで地域に対する愛着や誇りを醸成していくことにつながります。

【町民・事業者等・行政の連携によるまちづくりのプロセスのイメージ】



参考資料



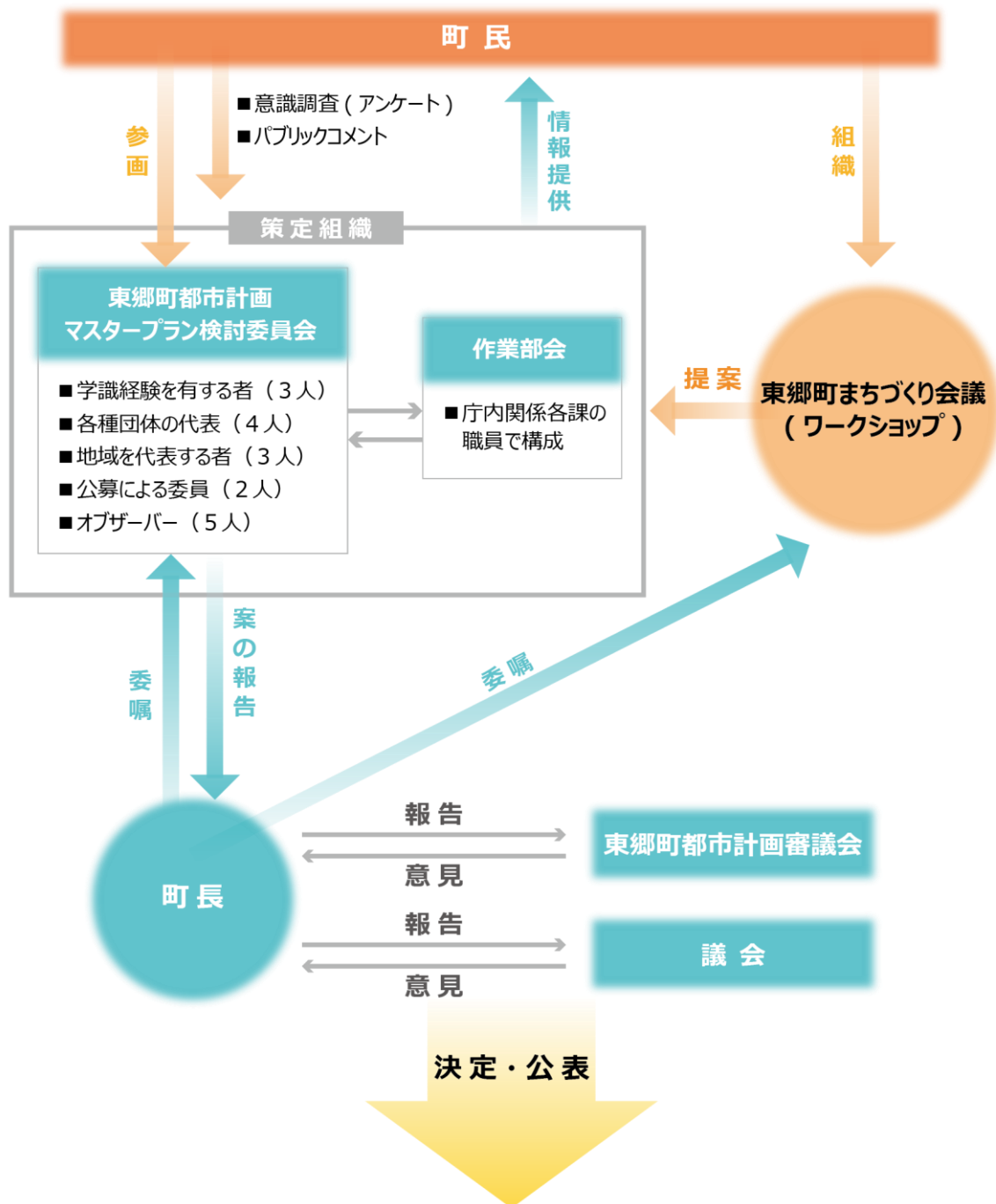
1 策定体制

2 用語解説

参考資料

1 策定体制

(1) 体制図



(2) 検討委員会

東郷町都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村が定める都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に必要な事項について、専門的な見地から検討し、その意見を聴くため、及び住民の意見を十分反映させるため、東郷町都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランに関する事項を協議するものとする。

2 前項の協議結果は、意見として町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員（第3項のオブザーバーを含む。）20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験者又は優れた識見を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 前項の規定にかかわらず、オブザーバーは、関係行政機関の職員から町長が任命することができる。

4 前項のオブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

5 第2項第2号の各種団体を代表する者又は第3項のオブザーバーが事故等により会議に出席できないときは、代理人が出席することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項又は第3項の規定により任命された日から平成33年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長があらかじめ委員のうちから指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は、町長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開するものとする。ただし、委員会において必要があると認めるときは、会議に諮った上で、非公開とすることができる。

（議事）

第7条 会議の議事は、委員会としての意見をできる限り集約するものとする。ただし、それぞれの委員の意見が集約できないときは、それぞれの委員の意見を併記して町長に報告するものとする。

（意見の聴取）

第8条 委員会は、所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第9条 所掌事務のうち特定の事項について、調査研究をするため、作業部会を置くことができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

R2年度 東郷町都市計画マスタープラン検討委員会委員名簿

区分	所属等	氏名
学識経験者又は優れた 識見を有する者	国立大学法人九州大学大学院芸術工学研究院准教授	高取 千佳
	国立大学法人豊橋技術科学大学大学院工学研究科建築・ 都市システム学系准教授	松尾 幸二郎
	特定非営利活動法人まちの縁側育くみ隊理事	藤森 幹人
各種団体を代表する者	東郷町商工会会長	松野 一彦
	あいち尾東農業協同組合東郷支店基幹支店長	小野田 哲也
	有限会社東郷農産代表取締役	近藤 金好
	諸輪東部開発委員会委員長	中根 文夫
地域を代表する者	諸輪区長（東部地域）	近藤 澄夫
	和合区長（中部地域）	石川 明
	白土区長（西部地域）	佐藤 忠勝
公募による委員	公募委員	西山 秋満
	公募委員	野々山 弘紀
オブザーバー	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	齊藤 保則
	愛知県尾張建設事務所企画調整監	杉本 孝博
	独立行政法人都市再生機構都市再生業務部市街地整備 第2課長	松原 弘明
	独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所管理課長	脇阪 賢二
	国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科教授	大蔵 聡

過年度 東郷町都市計画マスタープラン検討委員会委員名簿

区分	所属等	氏名
各種団体を代表する者	有限会社東郷農産代表取締役（H30年度・R1年度）	石川 正利
	諸輪東部開発委員会委員長（H30年度）	近藤 敏宏
地域を代表する者	諸輪区長（東部地域）（H30年度）	近藤 隆博
	諸輪区長（東部地域）（R1年度）	真野 幸則
	和合区長（中部地域）（H30年度）	石川 公雄
	和合区長（中部地域）（R1年度）	小島 一夫
	白土区長（西部地域）（H30年度）	菱川 和英
	白土区長（西部地域）（R1年度）	大塚 誠
オブザーバー （H30年度・R1年度）	愛知県建設部都市計画課長	片山 貴視
	愛知県尾張建設事務所企画調整監	林 克生
	独立行政法人都市再生機構都市再生業務部市街地整備 第2課長	村上 明隆
	独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所管理課長	鈴鹿 克俊

(3) 東郷町まちづくり会議

東郷町まちづくり会議設置要領

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村が定める都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に必要な事項について、地域の実情に関する意見及び地域の魅力や課題、まちづくりのアイデア等を聴くため、東郷町まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 まちづくり会議は、都市計画マスタープランに関する地域の実情について、広く意見を出し、その結果について東郷町都市計画マスタープラン検討委員会へ報告するものとする。

(組織)

第3条 まちづくり会議は、32人以内の委員をもって組織する。

2 まちづくり会議は、次に掲げる者から町長が任命する。

(1) 区・自治会推薦委員 20人程度

(2) 公募による委員 12人程度

3 前項第2号の委員は、年齢18歳以上の者であって、町内に住所を有する者とする。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、任命された日から平成32年3月31日までとする。

(地域の区分)

第5条 まちづくり会議は、次に掲げる地域ごとに開催することを基本とする。ただし、必要に応じて、全地域合同で開催することができる。

地域	場所	備考
東部	おおむね諸輪中学校区	諸輪中学校区から白鳥三丁目を除外
中部	おおむね東郷中学校区	東郷中学校区に白鳥三丁目を追加
西部	春木中学校区	

(委員の地域の所属)

第6条 第3条第2項第1号の区・自治会推薦委員は、原則として、推薦のあった区・自治会がある地域に所属する。

2 第3条第2項第2号の公募による委員は、原則として、現に居住する地域に所属する。ただし、本人が希望するときは、別の地域に所属することができる。

(会議の運営)

第7条 まちづくり会議の運営は、委員によるほか、町職員及び町が委託する事業者が補助するものとする。

(庶務)

第8条 まちづくり会議の庶務は、都市建設部都市計画課で行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 用語解説

【お行】

■ アクセス利便性

目的地への到達のしやすさ。

■ 新しい生活様式

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の長期間にわたる感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に日常生活に定着させ、持続させるための取組のことを指す。

■ インフラ

道路、鉄道、公園、下水道、河川等、生活や経済活動の基盤を形成する施設。インフラストラクチャー（infra-structure）の略。

■ 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に建物等の地下に貯留したり、地下に浸透させることにより、河川への雨水流出量を抑制する施設。貯留した雨水をポンプで汲み上げ、散水等の雑用水として利用することもできる。

■ オープンスペース

大規模なビルやマンションに設けられる空き地であり、歩行者用通路や植栽等を整備した空間。または、都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空き地部分等の建築物に覆われていない空間。

【か行】

■ 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

■ 開発許可

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う際に、都市計画法に基づき、あらかじめ国土交通省令で定める都道府県知事等の許可。

■ 合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂等の生活雑排水をあわせて浄化する装置。

■ 幹線バス

鉄道駅間や鉄道駅と都市拠点を結び、町の公共交通の基幹を担うバス路線。

■官民連携

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。Public Private Partnership を略して PPP とも言う。

■既存ストック

これまでに整備された都市基盤施設、建築物等の蓄積のこと。

■基盤施設

道路、鉄道、公園、下水道、河川等、生活や経済活動の基盤を形成する施設。

■行政区

行政事務処理の便宜上設けられる区。本計画では、町内の 17 地区の区・自治会のことを指す。

■近隣公園

主として近隣（徒歩圏内）に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

■緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

■区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

■広域交通体系

本計画では、鉄道や東名高速道路等、町の区域を超えた、広い範囲の移動や連携を目的とした交通網のことを指す。

■交通結節点（機能）

駅前広場や駐車場、駐輪場等のように、鉄道、バス、自転車等の異種の交通手段間の乗り継ぎを円滑に行うための場所（機能）。

■コミュニティ施設

町民が、区・自治会・小学校単位の活動等で利用できる施設。

■コンパクト+ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、様々な世代の町民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ行】

■ 市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域。

■ 市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化区域以外の区域を指し、市街化を抑制するべき区域。

■ 市街地

本計画では、人口や都市機能が集積した地域のことを指す。

■ 事業認可

都市計画事業として都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、都市計画法第 59 条の規定により施行者が認可権者より受ける認可。

■ 支線バス

都市拠点・地域生活拠点・鉄道駅等を結びながら主に町内を巡回するバス路線。

■ 集落地

本計画では、市街化調整区域の小規模なまとまりある居住地のことを指す。

■ 準幹線バス

幹線バスを補完し、町内外の拠点を結ぶバス路線。

■ 準用河川

1 級河川及び 2 級河川以外の河川で、市町村長が指定し管理する河川のこと。

■ 将来フレーム

計画的なまちづくりを進めるため、人口や産業、土地利用の状況等について将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。

■ 浸水到達区域

満水の状態で、地震等により氾濫及び決壊した場合に想定される浸水区域。

■ 生活利便施設

本計画では、市民の日常生活を支える上で必要な施設で、具体的には理美容店やクリーニング店、郵便局や銀行、日常的な商品を扱う店舗（コンビニや食品スーパー）等を指す。

■ 総合計画

『まちの将来像』を描き、それを実現するための行政施策を総合的にとりまとめた計画。福祉、教育、環境保全、都市基盤整備、産業振興等のさまざまな分野にわたる計画の指針となるもので、まちづくりを進める上で最も基本となる計画。

【た行】

■ 大規模盛土造成地

谷や沢を大規模（3,000 平方メートル以上）に埋めて造成した土地や、盛土前の傾斜が大きな地盤（20 度以上）の上に高く（5m 以上）盛土して造成した土地。

■ 地区計画

地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、町民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールを都市計画で定める制度。

■ 昼夜間人口比率

一つの地域における夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率。

■ 低未利用地

本来、建築物等が建てられ適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。

■ デマンド型交通

利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する乗合型の地域公共交通のこと。

■ 透水性舗装

雨水を直接地中に浸透させる舗装のことであり、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制等に効果がある。

■ 特定都市河川浸水被害対策法

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害又はそのおそれがあり、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について浸水被害の防止のための対策の推進を図り、公共の福祉の確保を目的とした法律。

■ 都市型災害

密集市街地における火災延焼等、都市化の発展により大規模化する災害、集中豪雨による内水氾濫等を指す。

■ 都市基盤施設

道路、鉄道、公園、下水道、河川等、生活や経済活動の基盤を形成する施設。

■ 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

■ 都市公園

都市公園法に規定された公園又は緑地。

■ 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある土砂災害防止法に基づき指定された区域のこと。別名「イエローゾーン」

■ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域の中でも土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民の生命に多大な影響を及ぼすおそれがあるとされる区域のこと。別名「レッドゾーン」

■ 土地区画整理事業

公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、健全な市街地の造成を図る事業。

【な行】

■ 名古屋大学東郷フィールド

正式名称「名古屋大学大学院生命農学研究科附属フィールド科学教育研究センター東郷フィールド」本計画では「名古屋大学東郷農場」又は「名古屋大学東郷フィールド」と表記する。

■ 農振農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を運用する区域。

■ 農地中間管理事業

地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付ける事業。

【は行】

■ バリアフリー

高齢者、障がい者等全ての人が社会参加する上での障壁を無くすという考え方。

■ ビッグデータ

様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことを指し、従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しいような巨大なデータのこと。

■ ベッドタウン

大都市周辺の住宅地域や小都市。

■ ボトルネック交差点

交通の流れを阻害し、渋滞の原因となりうる交通容量の小さい交差点。

【ま行】

■ 無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線等をまとめて収容する電線共同溝等の整備による電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線等により道路から電柱をなくすこと。

■ 面的整備

土地区画整理事業等、道路や公園等の公共施設と宅地の整備を総合的、一体的に行う整備の方法。

■ モビリティサービス

地域における移動手段を提供すること。路線バスやコミュニティバスのほか、デマンド型の交通や地域が運行主体となる互助型の交通、コミュニティサイクル、カーシェアリングなど様々な移動手段や形態が考えられる。

【や行】

■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■ 用途地域

用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業等、大枠の土地利用を区分するもの。

■ 予防保全型施設管理

早期に損傷を発見し、事故や大規模な修繕に至る前に適切な対策を講じる施設管理の手法。

【ら行】

■ ラウンドアバウト

環状交差点のことで、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているもの。

■ レクリエーション機能

休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動等によって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。

【アルファベット】

■ COVID-19（新型コロナウイルス感染症）

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）による急性呼吸器症候群のこと。

■ DID（人口集中地区）

Densely（密集した）Inhabited（人が住んでいる）District（地区）の略。国勢調査で設定された区域で、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の地区が集合し、合計人口が5,000人以上となる区域。

■ SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年（2015年）に国際連合で合意された、「令和12年（2030年）までに達成すべき17の目標」のこと。Sustainable Development Goalsの略。

東郷町

東郷町都市環境部都市計画課 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1
TEL : 0561-38-3111 (代) FAX : 0561-38-0066

